

和歌山地方最低賃金審議会（第2回）資料目次

- 1 関係労使の意見陳述に係る申出書
- 2 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 3 和歌山県最低賃金審議会 審議日程案
- 4 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書
- 5 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 6 和歌山県百貨店，総合スーパー、各種食料品小売業の決定に係る申出書
- 7 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 8 和歌山県産業別最低賃金制度の改善について（検討小委員会報告）
- 9 和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告
- 10 第1回本審における委員からの追加要望資料
 - ・職業別求人賃金(常用的パート)
 - ・職種別、学歴別初任給

別綴

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）資料

関係労使の意見陳述に係る申出書（申出順）

- | | | | |
|---|---------------|-------|---|
| 1 | 紀州有田商工会議所 | 川端 隆也 | 様 |
| | | 栗山 弘 | 様 |
| 2 | 和歌山県医療労働組合連合会 | 谷口 考平 | 様 |
| 3 | わかやま市民生協労働組合 | 鬼束 保代 | 様 |
| 4 | 和歌山県地方労働組合評議会 | 杉 勝則 | 様 |

要望書等

和歌山弁護士会 会長声明

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見陳述

紀商工令3第47号
令和3年7月 9日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

紀州有田商工会議
会頭 川端 隆
専務理事 栗山

紀州有田商工会議所は、小規模零細事業所及び中小企業で組織する公益法人です。

昨年初めからの新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、経済への影響が、特に中小・小規模事業者において深刻化する中、国・県・市の支援策を活用しながら「事業の存続」と「雇用の維持」に懸命に努力しているところであります。

このような状況下、本年度の最低賃金の改正決定に係る関係使用者の意見陳述を下記の通り行います。

1. コロナ禍の危機的な経済状況を踏まえ「現行水準の維持」
 - 1) コロナ禍の収束が見通せない中、幅広い業種の企業が現在の最低賃金額を負担に感じており、特に「宿泊・飲食業」では8割の企業が負担を感じている。
 - 2) 最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引き下げることはできない。このため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
 - 3) 最低賃金は、国の方針に基づく「引き上げありき」ではなく、明確な根拠のもとで納得感ある水準を決定すべき。
 - 4) 今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべき。

- 5) 最低賃金の据え置きに関する地方の状況
 - ①有田市内会員事業所の休廃業の状況

平成30年度 24事業所(建設業12事業所 宿泊・飲食業1事業所
卸小売業3事業所 サービス業1事業所 製造業7事業所)
令和元年度 26事業所(建設業7事業所 宿泊・飲食業5事業所
卸小売業4事業所 サービス業1事業所 製造業7事業所
不動産業1事業所 運送業1事業所)
令和2年度 23事業所(建設業6事業所 宿泊・飲食業2事業所
卸・小売業9事業所 サービス業2事業所 製造業4事業所)

②有田市内の事業所数の減少 (経済センサスより)

平成21年	1,967事業所
平成26年	1,746事業所
平成30年	1,506事業所

③有田市内の従業員の減少 (経済センサスより)

平成21年	12,511人
平成26年	11,801人
平成28年	10,781人

④和歌山県人の人口の動向 (県人口調査より)

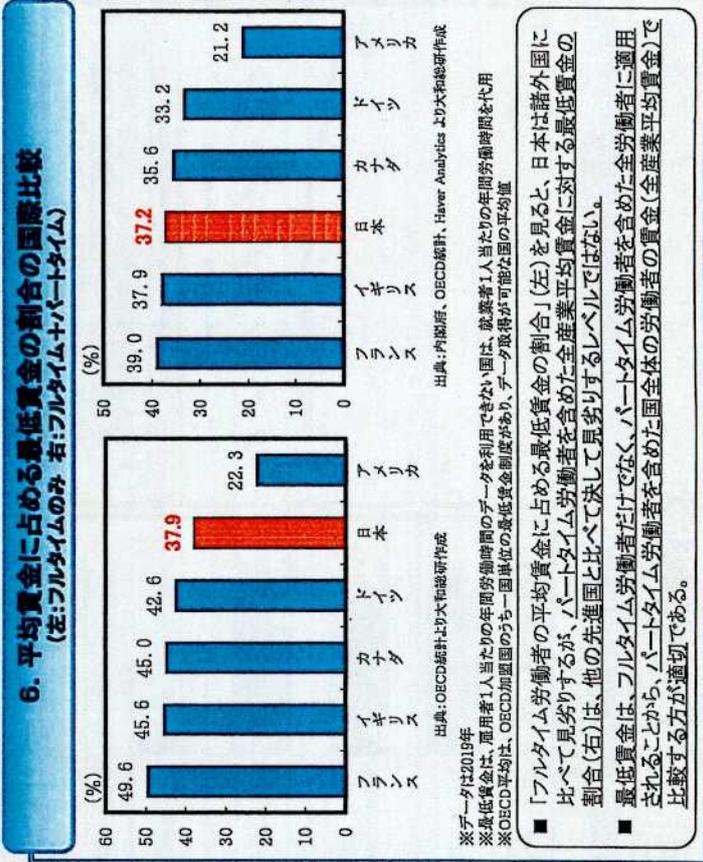
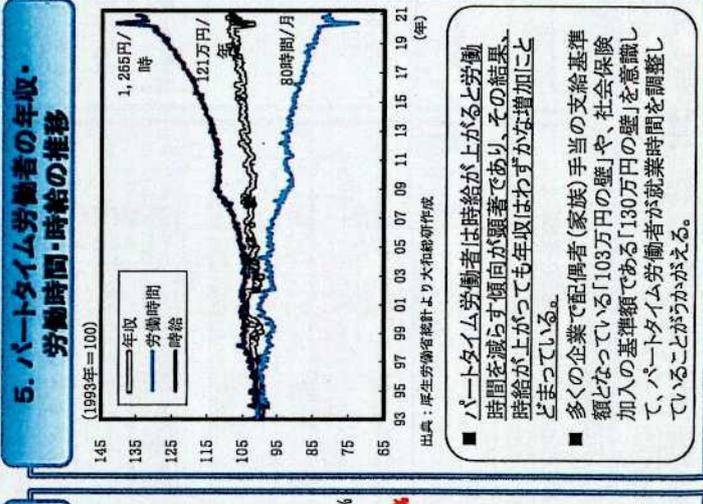
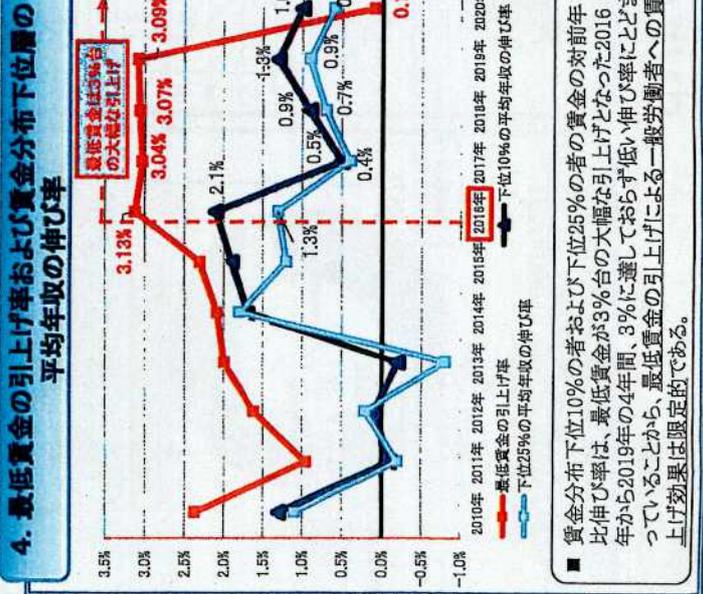
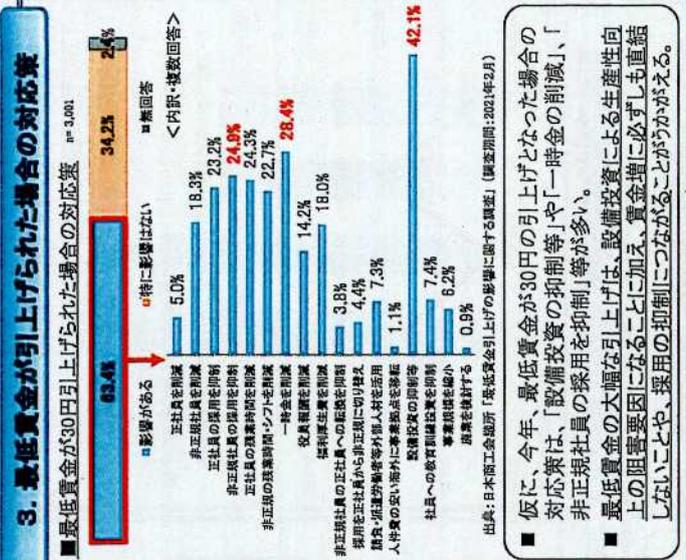
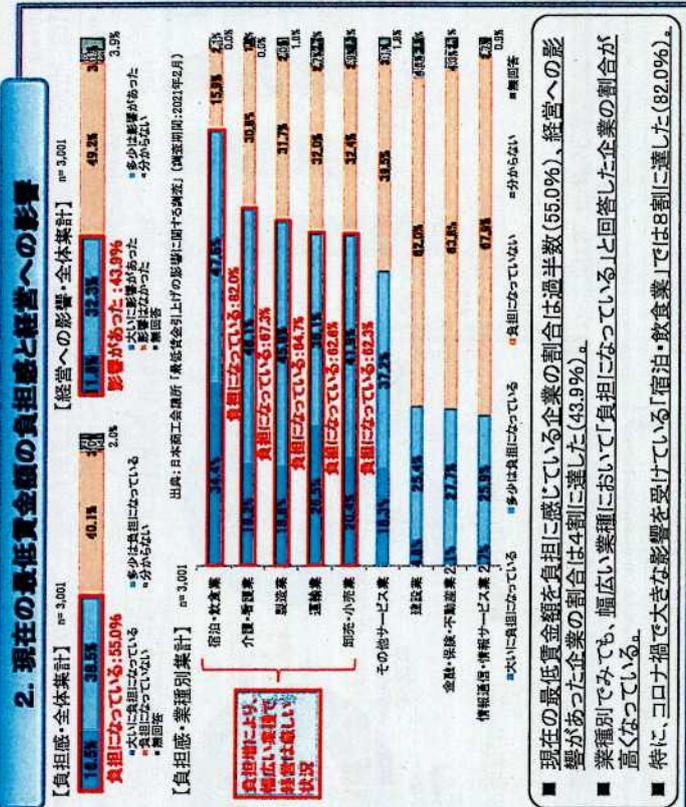
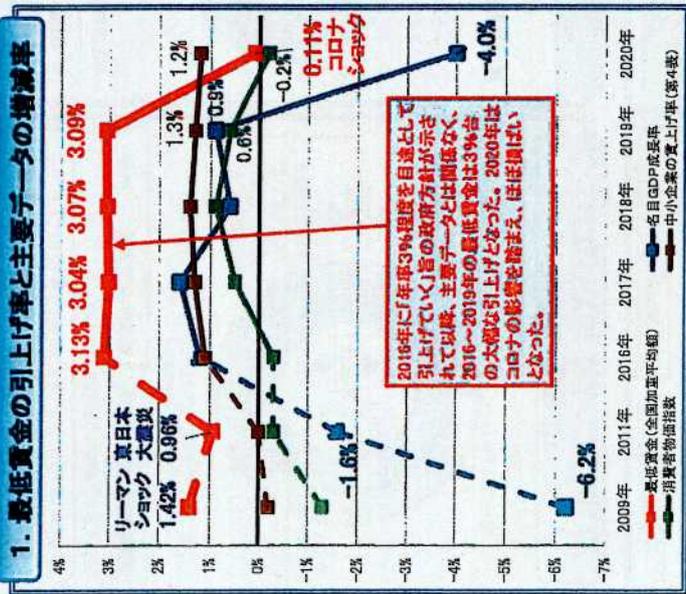
平成27年4月	965,597人
平成30年4月	938,107人
令和2年4月	917,252人

⑤中小企業の現状と最低賃金引き上げの影響①② 別紙資料

以上のように、中小零細企業を取り巻く環境は、非常に厳しく経営を維持して行くのに精一杯という状況です。

そのため、最低賃金をこれ以上引き上げられますと企業の存続が危ぶまれます。

つきましては、最低賃金につきまして現状維持をお願いします。



賃金分布下位10%の者および下位25%の者の賃金の対前年比伸び率は、最低賃金が3%台の大幅な引上げとなった2016年から2019年の4年間、3%に達しておらず低い伸び率にとどまっていることから、最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は限定的である。

パートタイム労働者は時給が上がると労働時間を減らす傾向が顕著であり、その結果、時給が上がっても年収はむしろ減少傾向にある。

多くの企業が配偶者(家族)手当の支給基準額となっている「103万円の壁」や、社会保険加入の基準額である「130万円の壁」を意図して、パートタイム労働者が就業時間を調整していることがうかがえる。

※データは2019年
 ※最低賃金は、雇用者1人当たりの年間労働時間のデータを利用して算出している
 ※OECD平均は、OECD加盟国のうち一単位位の最低賃金制度があり、データ取得可能な国の平均値

出典: 内閣府、OECD統計、Haver Analytics より大和総研作成

2021年7月15日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

和歌山県医労連 谷口考平

最低賃金に関する意見

新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから1年半が経過しました。コロナ感染症による経済への影響は非常に長期化しており、未だ日本経済は深刻な痛手を受けています。

医療・介護分野への影響も大きく、このコロナ禍ではエッセンシャルワーカーの処遇改善が社会的な問題になりました。その一方で海外と比較しての医療業界の賃金の低さが指摘されるようになりました。ILO（国際労働機関）の看護職員条約では、教員と同水準の給与が求められていますが、日本の看護職の賃金は13万円も低いのが現状です。介護職員に至っては、他産業に比べて8万円も賃金が低い為、介護職を選択する若者が少なくなり、魅力を感じられないという声が多くなる。この事が社会的地位向上の妨げになっています。

また、国が決める医療費は全国一律で決まっているのに対し、そこで働く医療労働者は、働く地域や職場の違いによって格差が生じており、同じライセンスを持っていても、働く県や場所で給与に差が生まれています。最も身近な事例では、和歌山と大阪では最賃で133円の格差があり、この事が都市部への人材流出の原因にもなっています。この地域間格差がある限り、人員不足は解消されません。

コロナ禍では、非正規雇用労働者に大きなしわ寄せがきている状況もはっきりしてきました。先日行われた社会保障学校の記念講演で、講師の藤田孝典さんは、「コロナによって経済や雇用が不安定になり、観光業や飲食業の労働者や、個人事業主化し雇用すらされなくなった労働者からの相談が多くなっている。特に非正規の女性からの相談が増えており、雇止めやシフト外しにより、性産業で働かざるを得ないほど生活が困窮し、精神疾患や自殺者が増えている。」と訴えられました。この女性の貧困に関しては7月14日の朝日新聞でも取り上げられており、中学校の息子と2人で暮らすシングルマザーの方が、食費節約の為に週の半分以上で自分の夕飯を抜くという生活を、もう1年以上続けている事が報じられていました。女性の就業者数は、コロナの感染が拡大し始めた昨年4月を見ると、前年同月と比べ53万人も減少、休業者数は前年同月249万人増で、男性の1.5倍にまで膨れ上がっています。これはコロナ以前からの問題ですが、働く女性の非正規雇用が進んだ事や家事・育児の分担が女性に偏っており、離職を選ばざるを得ない環境にある事が原因です。

コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がり、市場の消費が冷え込んでいる今、「最低賃金の引き上げが地域経済を活性化させる」という方向へ世間の関心・期待も高まっています。

これらの問題の改善には、最低賃金の引き上げが最も有効であり、私達は全国どこでも8時間働けば普通に暮らせる最低賃金の水準と、全国一律最低賃金制度・産業別最低賃金制度の導入を訴えています。最賃を引き上げる事こそが、医療・介護現場の人手不足を解消し、コロナで冷え切った地域経済を温め、人口減少に歯止めをかける確かな道であります。

中央最賃審議会小委員会は7月14日、過去最高の28円引き上げという目安を出しました。

和歌山では、この目安以上の賃金水準引き上げを行い、地域間格差の是正していく事が喫緊の課題である為、即時の実現を求めます。

以上

2021年7月15日

わかやま市民生協労働組合
鬼 東 保 代

最低賃金審議会意見陳述要旨

- ・ 昨年の最低賃金の上り幅（1円）では、一年間分でも、2000円に満たない。
- ・ 暮らしは昨年からじわじわと物の値段が上がっています。車のガソリン代も上がっています。中には安くなっていると買ったら、個数や量が少なくなっていて、実際は値上げの商品が多くみられます。
- ・ 昨年から今年の情勢をみても、コロナで大幅に売り上げなどが、減少している所は、最低賃金を据え置いてもあまり助けになっていないと思う。そこで、働いている人たちも雇用を守るためと言われて、時給据え置き、おまけに働く時間を減らされては、ダブルパンチです。
- ・ 生活が立ち行かなくなる。それよりも、助成金などで直接助ける方が生き残れる。
- ・ 和歌山県の企業も働いている方が、生活できなくなるとたちまち困ることになるのではないのでしょうか？
- ・ もし、私が和歌山で生活できる賃金が得られないなら、仕事があって、賃金の高い所へ移動する。大阪なら、最低賃金が和歌山よりも133円も高い。
- ・ 最低生計費調査からもどこで暮らしても大体月に23万~25万ぐらいかかる。とあるならば、大阪だと和歌山よりも生活できる事になる。
- ・ 私が所属している、いわゆる流通業界はコロナの緊急事態宣言から非常に忙しくなりました。しかし、この業界では、パートなどの非正規の賃金（時給）は低く、最低賃金に張り付いています。
- ・ 特に私が働いているところは、今年もベースアップはありませんでした。9割以上の労働者は最低賃金で働いています。
- ・ どこで働いても労働者は物価が上がればたちまち生活に困ることになります。
- ・ 時給が同じで物価が上がると、自衛して、買うものを減らす、他の安いものを買う。すると、消費が伸びない。将来と言うほどでは無いが、働く時間を減らされる事もあるかもしれないので、わずかでも残しておく。お金を使わなくなる。負のスパイラルです。
- ・ 私ごとだが、今年定年で再雇用になっています。大きく違うのは、パートにはあったボーナスがありません。我が家では、ボーナスの時ぐらいはと少し張り込んだ夕食（例えばステーキなど）にしていたのですが、今年はありませんでした。暮らしていくにはそうしないといけないから。
- ・ この春に、県選出の国会議員さんの事務所を訪問する機会がありました。最低賃金の話で、大阪との県境を越えるだけで、133円もの差がある。「これは差がありすぎるね。」とおっしゃっていました。
- ・ どこで暮らしても誰でもが人間らしい暮らしをするためには、ここで最低賃金を大幅に引き上げて、近い将来に全国一律の最低賃金、時給1500円を目指すべきです。

2021年7月15日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

最低賃金を引き上げるために、中小零細事業者への支援の強化を求めます

私たち和歌山県地評は、和歌山地方最低賃金審議会での審議に際し、コロナ禍のもとでいっそう広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げるとともに、その実現のために中小零細事業者への支援強化を関係機関に働きかけることを強く求めます。

人が社会生活をするうえで必要不可欠なライフラインを維持する仕事を担うエッセンシャル・ワークは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者で支えられています。介護職場やスーパーなど小売業で働く労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。エッセンシャル・ワーカーは、不安定な雇用形態による失業への恐怖と、蓄えがないこと、さらに自らも感染しかねない恐怖とたたかっています。労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小零細企業であっても決して曖昧にすることはできません。地域経済の活性化のためには、雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払が必要不可欠です。

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大と経済危機は、新自由主義を基軸とする経済政策が、労働者や中小企業を「儲け」の対象として大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させてきたことが原因となっているのではないのでしょうか。今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換です。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の好循環で国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への道であると確信しています。「現下の危機的な経済情勢」がどのように作り出されているのかについて目を向けることなく、単に最低賃金引き上げを抑制する論議は、弱い者同士の足の引っ張り合いによる負のスパイラルの推進にほかなりません。

私たちは、中小企業の経営努力に報いてこの経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金引き上げとともに中小企業への必要な支援の強化を関係機関に求めます。

和歌山最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、最低賃金審議にあたって中央最低賃金審議会の目安にこだわることなく、格差是正のために大幅な最低賃金引き上げのためにご尽力いただくよう重ねて要請いたします。

和歌山県地方労働組合評議会
事務局長 杉 勝 則

労働者の生活を支えコロナ禍の地域経済を活性化させるために
最低賃金額の引上げと中小企業支援の強化を求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが中小企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占め、中央最低賃金審議会は、2020年度の地域別最低賃金の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、2020年8月、和歌山地方最低賃金審議会は、1円の増額とする答申を行い、和歌山県最低賃金額は時間額831円にとどまった。

しかし、時間額831円では、月173.8時間（週40時間）働いた場合の1ヶ月の収入は14万4427円であり、手取額にすると僅か11万8142円（収入の81.8%）にしかない。この点、2020年の和歌山地方最低賃金審議会における和歌山労働局賃金室の計算によると、生活保護水準は9万2762円とあり、最低賃金額の方が上回っているとすもの、この生活保護水準は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものといえるのか、かなり疑問であり、適切な最低賃金額を考慮するうえで比較の対象とするのは相当ではない。

コロナ禍で地域経済が停滞している状況ではあるが、最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果もある。労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら地域経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。例えば、フランスでは、2021年1月に10.15ユーロ（約1320円）から10.25ユーロ（約1333円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユーロ（約1359円）へ引上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から成人（25歳以上）の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げが実現していることは、我が国でも参考となろう。

一方、最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業の経営に大きな影響を与えかねないことも事実である。昨年来のコロナ禍で経済が停滞する中、経営基盤に深刻な打撃を受けている中小企業も多いことから、政府は、中小企業支援策をより一層強化すべきである。この点、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しているが、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数は少ない。そこで、諸外国で採用されているような、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策など、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるよう、十分な支援策が講じられるべきである。

当会は、これまでも最低賃金額の引き上げと中小企業支援の強化を求める会長声明を発出したところであるが、本年度の改定にあたり、中央最低賃金審議会、和歌山地方最低賃金審議会、和歌山労働局長、及び、政府に対し、労働者の生活が安定し健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、改めて最低賃金額の引き上げと、中小企業支援の強化を求めるものである。

2021年（令和3年）7月7日

和歌山弁護士会

会長 田 邊 和 喜

令和 3 年 7 月 16 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 3 年 6 月 22 日に諮問のあった令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

和歌山県最低賃金審議会 審議日程案 (最短モデル)

- 6月24日(木) 9:30~ 公益委員会 (場所:アバローム紀の国)
10:00~ 第1回審議会 (場所:アバローム紀の国)
・運営規程の確認
・県最賃改定諮問、専門部会の設置
- 7月 中央最低賃金審議会から目安答申
- 7月27日(火) 13:30~ 第2回審議会 (場所:和歌山労働局)
・関係労使からの意見陳述
・中央最低賃金審議会からの目安答申の伝達
・特定最賃の改正決定の必要性の諮問
- 14:30~ 第1回専門部会 (場所:和歌山労働局)
・運営規程の確認
・生活保護との整合性
・金額審議に向けての意見交換等
- 7月29日(木) 9:00~ 第2回専門部会 (場所:和歌山労働局) 金額審議
- 7月30日(金) 13:30~ 第3回専門部会 (場所:和歌山労働局) 金額審議
- 8月2日(月) 10:00~ 第4回専門部会 (場所:和歌山労働局) 金額審議
- 8月5日(木) 9:00~ 第5回専門部会 (場所:和歌山労働局) 金額審議
11:00~ 第3回審議会 (場所:和歌山労働局)
・和歌山県最低賃金改正答申
・特定最賃の改正諮問(事前の必要性に係る特別小委員会の議決が前提)

(専門部会はいずれかの日で結審すれば以降の専門部会は開催しない。)

(第3回本審は専門部会が全会一致で審議会令6条5項適用の場合は開催しない)

8月5日(10月1日発効ライン) 答申の場合の最短日程

8月20日(金) 異議申出締切日

8月23日(月) 10:00~ 第4回審議会(異議審)(場所:和歌山労働局)
14:00までに官報公示文送付

9月1日(水) 官報公示

10月1日(金) 効力発効

10月 特定最賃専門部会(県最賃結審後に提案)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

2021年7月16日

和歌山労働局長 殿

和歌山県和歌山市湊1850番地
日本基幹産業労働組合連合
和歌山県本
委員長 山本 龍
(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者5,025人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
(3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
(1) 労使の協定書
(2) 労働組合の決議書
(3) 申請代表者に対する委任状(合意書を含む)
(4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲

以 上



令和3年 6月25日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 田中 博

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。

(1, 294名)

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正



規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 協議組織に於ける合意の内容を表す書面
- (4) 機関決定の書面
- (5) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (6) 申し出代表者に対する委任状
- (7) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

令和3年 6月25日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 田中 博

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。

(4, 576名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(イ) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (イ) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (ロ) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。



5. 添付書類

- (イ) 労働協約の写し
- (ロ) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (ハ) 協議組織に於ける合意の内容を表す書面
- (ニ) 機関決定の書面
- (ホ) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (ヘ) 申し出代表者に対する委任状
- (ト) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
鉄鋼業	令和3年7月16日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 5,025名	適正 / % 63.5 % (61.3 %)	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 山本 龍一		申出を行う者が代表する基幹的労働者 2団体 3,193名 (日本製鉄和歌山労組 3,080名)		
百貨店,総合スーパー	令和3年6月25日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,652名	適正 / % 78.3 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景		申出を行う者が代表する基幹的労働者 3団体 994名 5事業所 300名		
百貨店,総合スーパー 各種食料品小売業	令和3年6月25日	決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 11,218名	適正 / % 40.8 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景		申出を行う者が代表する基幹的労働者 7団体 3,067名 68事業所 1,509名		

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 小野朝男 殿

和歌山地方最低賃金審議会

産業別最低賃金制度改善検討小委員会

委員長 小野朝男

和歌山県産業別最低賃金制度の改善について（報告）

当小委員会は、平成 1 5 年 5 月 1 6 日和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、平成 1 4 年 1 2 月 6 日中央最低賃金審議会了承の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告を基に平成 1 5 年 7 月 3 1 日の本審において中間報告したところであるが、累次にわたり慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	小 野 朝 男	山 中 静
労働者代表委員	後 藤 武 幸	村 上 正 次
使用者代表委員	尾 崎 武 久	塩 路 茂 一

（五十音順）

産業別最低賃金制度改善検討小委員会報告

平成15年11月14日

1 関係労使当事者間の意思疎通について

意向表明後、意向表明がなされた事実を審議会委員及び意向表明者が労働組合である場合はその使用者に、意向表明者が使用者である場合には当該使用者に關係する労働組合あてに事務局から通知するものとする。

また、通知を受けた関係労使は、引き続き意思疎通に努めるものとする。

関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

2 関係労使の参加による必要性審議について

本年度は、産業別最低賃金設定の趣旨を重視し、労使委員の努力により全会一致となったところであり、必要性審議については、引き続き本審委員による特別小委員会において調査審議を行い、全会一致の議決に努めるものとする。

なお、特別小委員会の調査審議に当たっては、改正申出書の内容、当該産業のおかれた状況等からみて、「必要性無し」が明らかである場合を除き、可能な限り「必要性有り」の答申とし、公示等による関係労使の意見聴取が可能な専門部会による審議の場を確保するものとする。

関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

3 金額審議における全会一致の議決に向けた努力について

本年度は、産業別最低賃金設定の趣旨を重視し、労使委員の努力により全会一致となったところであり、今後も、決定又は改正の金額審議に当たっては、全会一致の議決に努めるものとする。

金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

4 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保について

今後とも、関係労使それぞれの立場で自主的な努力により創意工夫を凝らし、周知及び履行確保に努めるものとする。

関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

産業別最低賃金の周知及び履行確保について、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格にかんがみ、行政の役割とあいまって、当該産業別最低賃金が適用される関係労使がその自主的な努力により、産業別最低賃金の周知及び履行確保に努めることが望ましい。

5 労働協約ケースによる申出に向けた努力について

和歌山県鉄鋼業最低賃金については、本年度、労働協約ケースに移行したところであるが、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金については、当面、公正競争ケースによるものとし、労働協約ケースへの移行は今後の課題とする。

労働協約ケースによる申出に向けた努力

平成 10 年報告を踏まえ、関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成 10 年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。

なお、公正競争ケースによる申出において、申出者は平成 10 年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ることとする。

6 適用労働者数の要件について

最低賃金が適用される「相当数の労働者」の範囲については、和歌山県鉄鋼業最低賃金、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金とも1,000人程度とする。

適用される労働者数が1,000人程度を下回った場合は、意向表明を受けて、速やかに審議会の中に検討の場を設けるものとする。

適用労働者数の要件

「新しい産業別最低賃金の運用方針（昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申）」において、新しい産業別最低賃金については「相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない」とされていること、また、昭和61年答申における新産業別最低賃金への転換に係る経過措置として「「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする」とされていることを考慮し、産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

7 適用労働者数等の通知について

適用労働者数等を労使双方で確認するため、意向表明があった場合、審議会委員及び意向表明者並びに意向表明者が労働組合である場合はその使用者に、意向表明者が使用者である場合には当該使用者に関する労働組合あてに事務局から通知するものとする。

適用労働者数等の通知

産業別最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるようにするため、当該申出の意向表明後速やかに、最低賃金審議会事務局から当該産業別最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとする。

8 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討について

平成14年度から和歌山県最低賃金が時間額単独方式に移行したことにより、産業別最低賃金についても、賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者について、最低賃金適用上の公平、就業形態の多様化、さらには、分かりやすさの観点から、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金が昨年度から

時間額単独方式に移行し、和歌山県鉄鋼業最低賃金については、本年度、関係労使の努力により時間額単独方式に移行した。

今後においても、時間額のみを設定とし、日額は決定しないものとする。

産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

地域別最低賃金の表示単位期間については、平成 14 年度からすべての都道府県で時間額単独方式に移行したところであり、産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

【注：枠内は、平成 16 年度の産業別最低賃金に係る審議資料用とするため、平成 15 年度に「和歌山地方最低賃金審議会産業別最低賃金制度改善検討小委員会」で検討した「14 年全協報告」を参考のため挿入したものである。】

和歌山地方最低賃金審議会
産業別最低賃金制度改善検討小委員会における審議経過

平成15年12月1日

- 1 平成14年12月6日に出された「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」いわゆる「全協報告」については、平成15年3月5日開催の平成14年度第6回本審において伝達された。
全協報告の趣旨は、「地方最低賃金審議会がその自主性を発揮しつつ、全協報告に沿った改善を行い、一層円滑な審議と運用がなされることを期待する。」というものであった。
- 2 平成15年4月18日の第7回本審においては、「全協報告については、検討すべき事項が多岐にわたることから小委員会を設け検討することが望ましい。」との結論に至り、平成15年5月16日開催の第43期委員による第1回本審において、本審委員公労使各2名による「産業別最低賃金制度改善検討小委員会」が設置された。
- 3 第1回検討小委員会を6月12日に、第2回検討小委員会を7月14日に開催し、「必要性の有無は従来どおり特別小委員会で審議することが望ましい。」との中間報告を7月31日開催の第2回本審で行ったところである。
- 4 その後、本年度の産別審議を終了した後の11月14日の第3回検討小委員会においては、前回までの検討事項に加え、特別小委員会（8月19日）や本年度の産別最賃の専門部会で出された意見についても検討し、労使双方委員から産別最賃に対する考え方が述べられた。
- 5 特に、必要性審議の持ち方、周知に当たっての適用対象事業場を特定する困難さ等、産別最賃特有の問題についても慎重に検討されたところである。
今後、検討小委員会報告が労使委員の申し合わせ事項として尊重されることを期待して取りまとめられたものである。

令和3年7月

和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書

和歌山労働局

まえがき

この報告書は、和歌山県最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、E：製造業及びG：情報通信業のうち新聞業，出版業については事業所規模100人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人、30～99人の3区分）、I：卸売業，小売業、L：学術研究，専門・技術サービス業、M：宿泊業，飲食サービス業、N：生活関連サービス業，娯楽業、P：医療，福祉及びR：サービス業（他に分類されないもの）については事業所規模30人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人の2区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和3年6月分の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目次

用語の説明	1
E，G，I，L，M，N，P，Rの計	
総括表(1)	2
賃金分布表(2)	3
総括表(1)パート労働者のみ	4
賃金分布表(2)パート労働者のみ	5
実態調査結果に基づく各指数の状況	6
実態調査結果に基づく時間額に対するその該当労働者数の分布図前年比較	7
総括表1円刻み（一般＋パート労働者）	8
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	9
政府統計ポータルサイト（e-Stat）に掲載予定の総括表（1）および（2）	10、11

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から1/20の順位にあたる数値をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、10等分した低い方から1/10の順位にあたる数値をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、4等分した低い方から1/4の順位にあたる数値をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といいます。

労働者数(n)が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2 + 1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

という形で計算されます。

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別	年齢別						
		1～9人	10～29人	30～99人	和歌山県全域	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	139,257	61,634	63,556	14,067	139,257	1,919	3,566	90,480	14,693	12,150	16,449	
円	2,865	2,062	539	264	2,865		165	1,564	50	341	744	
-	829	(2.1)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.1)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.5)	
830 -	839	9,707	5,269	4,009	429	9,707	708	518	4,667	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.2)	(4.1)	(7.1)	(14.3)
840 -	849	16,857	7,202	9,015	639	16,857	794	682	8,588	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.2)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.5)	(10.1)	(14.0)	(21.9)
850 -	859	26,628	12,900	12,689	1,039	26,628	1,038	1,549	13,681	2,354	2,720	5,286
		(19.1)	(20.9)	(20.0)	(7.4)	(19.1)	(54.1)	(43.4)	(15.1)	(16.0)	(22.4)	(32.1)
860 -	869	29,474	13,827	14,428	1,219	29,474	1,116	1,570	15,362	2,618	3,108	5,700
		(21.2)	(22.4)	(22.7)	(8.7)	(21.2)	(58.1)	(44.0)	(17.0)	(17.8)	(25.6)	(34.7)
870 -	879	32,291	15,020	15,886	1,385	32,291	1,201	1,655	16,713	3,223	3,446	6,052
		(23.2)	(24.4)	(25.0)	(9.8)	(23.2)	(62.6)	(46.4)	(18.5)	(21.9)	(28.4)	(36.8)
880 -	889	35,981	16,421	17,690	1,870	35,981	1,541	1,761	18,798	3,544	3,802	6,535
		(25.8)	(26.6)	(27.8)	(13.3)	(25.8)	(80.3)	(49.4)	(20.8)	(24.1)	(31.3)	(39.7)
890 -	899	37,287	16,962	18,244	2,081	37,287	1,541	1,867	19,643	3,679	3,902	6,655
		(26.8)	(27.5)	(28.7)	(14.8)	(26.8)	(80.3)	(52.4)	(21.7)	(25.0)	(32.1)	(40.5)
900 -	909	45,924	21,681	22,148	2,094	45,924	1,688	2,610	24,910	4,604	4,560	7,551
		(33.0)	(35.2)	(34.8)	(14.9)	(33.0)	(87.9)	(73.2)	(27.5)	(31.3)	(37.5)	(45.9)
910 -	919	47,961	22,316	23,391	2,253	47,961	1,688	2,610	26,118	4,758	4,896	7,891
		(34.4)	(36.2)	(36.8)	(16.0)	(34.4)	(87.9)	(73.2)	(28.9)	(32.4)	(40.3)	(48.0)
920 -	929	49,873	22,914	24,438	2,520	49,873	1,688	2,668	27,564	4,830	5,034	8,089
		(35.8)	(37.2)	(38.5)	(17.9)	(35.8)	(87.9)	(74.8)	(30.5)	(32.9)	(41.4)	(49.2)
930 -	939	52,697	23,702	26,264	2,731	52,697	1,707	2,786	29,566	5,021	5,276	8,341
		(37.8)	(38.5)	(41.3)	(19.4)	(37.8)	(88.9)	(78.1)	(32.7)	(34.2)	(43.4)	(50.7)
940 -	949	54,248	24,316	26,931	3,000	54,248	1,707	2,824	30,503	5,190	5,494	8,530
		(39.0)	(39.5)	(42.4)	(21.3)	(39.0)	(88.9)	(79.2)	(33.7)	(35.3)	(45.2)	(51.9)
950 -	959	57,658	25,864	28,524	3,270	57,658	1,877	3,120	32,597	5,440	5,626	8,999
		(41.4)	(42.0)	(44.9)	(23.2)	(41.4)	(97.8)	(87.5)	(36.0)	(37.0)	(46.3)	(54.7)
960 -	969	59,963	26,701	29,991	3,271	59,963	1,919	3,272	34,288	5,538	5,779	9,165
		(43.1)	(43.3)	(47.2)	(23.3)	(43.1)	(100.0)	(91.8)	(37.9)	(37.7)	(47.6)	(55.7)
970 -	979	61,119	27,213	30,633	3,273	61,119		3,334	35,185	5,618	5,821	9,241
		(43.9)	(44.2)	(48.2)	(23.3)	(43.9)		(93.5)	(38.9)	(38.2)	(47.9)	(56.2)
980 -	989	62,410	27,686	31,292	3,431	62,410		3,387	36,043	5,742	5,916	9,402
		(44.8)	(44.9)	(49.2)	(24.4)	(44.8)		(95.0)	(39.8)	(39.1)	(48.7)	(57.2)
990 -	999	63,318	28,000	31,885	3,433	63,318		3,387	36,720	5,916	5,974	9,402
		(45.5)	(45.4)	(50.2)	(24.4)	(45.5)		(95.0)	(40.6)	(40.3)	(49.2)	(57.2)
1000 -	1009	69,525	32,124	33,596	3,805	69,525		3,439	40,583	6,509	6,348	10,726
		(49.9)	(52.1)	(52.9)	(27.0)	(49.9)		(96.5)	(44.9)	(44.3)	(52.2)	(65.2)
1010 -	1019	70,899	33,038	33,946	3,914	70,899		3,474	41,615	6,614	6,460	10,817
		(50.9)	(53.6)	(53.4)	(27.8)	(50.9)		(97.4)	(46.0)	(45.0)	(53.2)	(65.8)
1020 -	1029	71,877	33,296	34,402	4,179	71,877		3,508	42,399	6,614	6,527	10,909
		(51.6)	(54.0)	(54.1)	(29.7)	(51.6)		(98.4)	(46.9)	(45.0)	(53.7)	(66.3)
1030 -	1039	73,114	33,948	34,881	4,285	73,114		3,528	43,217	6,769	6,624	11,057
		(52.5)	(55.1)	(54.9)	(30.5)	(52.5)		(98.9)	(47.8)	(46.1)	(54.5)	(67.2)
1040 -	1049	74,199	34,354	35,296	4,549	74,199		3,547	44,143	6,801	6,679	11,110
		(53.3)	(55.7)	(55.5)	(32.3)	(53.3)		(99.5)	(48.8)	(46.3)	(55.0)	(67.5)
1050 -	1059	76,044	34,919	36,208	4,918	76,044		3,547	45,526	6,849	6,805	11,398
		(54.6)	(56.7)	(57.0)	(35.0)	(54.6)		(99.5)	(50.3)	(46.6)	(56.0)	(69.3)
1060 -	1069	77,086	35,535	36,577	4,973	77,086		3,547	46,461	6,850	6,868	11,441
		(55.4)	(57.7)	(57.6)	(35.4)	(55.4)		(99.5)	(51.3)	(46.6)	(56.5)	(69.6)
1070 -	1099	80,154	36,365	38,389	5,399	80,154		3,547	48,758	7,121	7,231	11,578
		(57.6)	(59.0)	(60.4)	(38.4)	(57.6)		(99.5)	(53.9)	(48.5)	(59.5)	(70.4)
1100 -	1199	90,003	40,068	42,681	7,254	90,003		3,547	56,202	8,162	7,984	12,188
		(64.6)	(65.0)	(67.2)	(51.6)	(64.6)		(99.5)	(62.1)	(55.6)	(65.7)	(74.1)
1200 -	1499	112,678	49,288	52,847	10,543	112,678		3,566	73,054	10,429	9,764	13,945
		(80.9)	(80.0)	(83.1)	(75.0)	(80.9)		(100.0)	(80.7)	(71.0)	(80.4)	(84.8)
1500 -	1999	130,448	57,143	60,208	13,097	130,448			85,331	12,879	11,215	15,538
		(93.7)	(92.7)	(94.7)	(93.1)	(93.7)			(94.3)	(87.7)	(92.3)	(94.5)
2000 -		139,257	61,634	63,556	14,067	139,257			90,480	14,693	12,150	16,449
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	15,921	15,150	15,479	21,294	15,921	3,848	6,316	17,033	18,602	15,518	11,198	
時間当り平均賃金額	1,206	1,218	1,172	1,306	1,206	866	889	1,211	1,335	1,191	1,181	
月一人ヨリ労働時 間数	13	12	13	16	13	4	7	14	13	13	10	
第1・2 0分位数	832	831	835	851	832	831	831	836	840	832	831	
第1・1 0分位数	840	840	840	880	840	831	831	850	847	840	831	
第1・4分位数	881	880	880	1,000	881	835	850	900	898	863	850	
中位	1,010	1,000	998	1,185	1,010	850	899	1,055	1,123	1,000	932	
四分位偏差係数	0.2395	0.2458	0.2271	0.2135	0.2395	0.0269	0.0445	0.2284	0.3153	0.2454	0.1935	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	139,257	57,480	700	974	38,953	5,490	4,859	6,504	81,777	1,220	2,592	51,527	9,203	7,291	9,944
円	2,865	717		28	366		43	280	2,147		137	1,198	50	298	464
-	829	(2.1)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)		(5.3)	(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.7)
830 -	839	6,843	1,112	215	143	420	82	251	5,731	494	210	2,682	549	435	1,361
		(4.9)	(1.9)	(30.7)	(14.7)	(1.1)	(1.7)	(3.9)	(7.0)	(40.5)	(8.1)	(5.2)	(6.0)	(6.0)	(13.7)
840 -	849	7,150	1,085	66	101	584	85	81	6,065	19	62	3,337	793	766	1,087
		(5.1)	(1.9)	(9.5)	(10.4)	(1.5)	(1.6)	(1.7)	(2.6)	(1.6)	(2.4)	(6.5)	(8.6)	(10.5)	(10.9)
850 -	859	9,771	1,016	59	84	581	21	118	8,755	185	783	4,511	855	897	1,524
		(7.0)	(1.8)	(8.4)	(8.7)	(1.5)	(0.4)	(2.4)	(10.7)	(15.2)	(30.2)	(8.8)	(9.3)	(12.3)	(15.3)
860 -	869	2,846	469	19		172	21	84	2,377	59	21	1,510	242	304	241
		(2.0)	(0.8)	(2.7)		(0.4)	(0.4)	(1.7)	(2.7)	(2.9)	(4.8)	(2.9)	(2.6)	(4.2)	(2.4)
870 -	879	2,817	652	43		390	99	19	2,165	43	85	961	506	238	333
		(2.0)	(1.1)	(6.1)		(1.0)	(1.8)	(2.1)	(2.6)	(3.5)	(3.3)	(1.9)	(5.5)	(3.3)	(3.3)
880 -	889	3,690	801	213		456	28	32	2,889	128	106	1,629	292	323	412
		(2.6)	(1.4)	(30.4)		(1.2)	(0.5)	(0.7)	(3.5)	(10.5)	(4.1)	(3.2)	(3.2)	(4.4)	(4.1)
890 -	899	1,306	254		53	115	43	44	1,052		53	730	93	100	76
		(0.9)	(0.4)		(5.4)	(0.3)	(0.8)	(0.7)	(1.3)		(2.0)	(1.4)	(1.0)	(1.4)	(0.8)
900 -	909	8,637	1,959	43	276	1,136	83	139	6,677	104	467	4,131	842	519	614
		(6.2)	(3.4)	(6.1)	(28.4)	(2.9)	(1.5)	(2.9)	(8.2)	(8.5)	(18.0)	(8.0)	(9.1)	(7.1)	(6.2)
910 -	919	2,038	314			240	43	32	1,723		968	155	293	308	
		(1.5)	(0.5)			(0.6)	(0.9)	(0.5)	(2.1)		(1.9)	(1.7)	(4.0)	(3.1)	
920 -	929	1,911	580		39	475	28	19	1,331		19	44	119	179	
		(1.4)	(1.0)		(4.0)	(1.2)	(0.5)	(0.4)	(1.6)		(0.7)	(1.9)	(0.5)	(1.6)	(1.8)
930 -	939	2,824	1,120			860	146	115	1,703	19	117	1,143	191	96	137
		(2.0)	(1.9)			(2.2)	(3.0)	(1.8)	(2.1)	(1.6)	(4.5)	(2.2)	(2.1)	(1.3)	(1.4)
940 -	949	1,551	432		38	125	137	132	1,119		812	169	81	57	
		(1.1)	(0.8)		(3.9)	(0.3)	(2.8)	(2.0)	(1.4)		(1.6)	(1.8)	(1.1)	(0.6)	
950 -	959	3,410	497		39	239	47	172	2,914	170	256	1,855	203	132	297
		(2.4)	(0.9)		(4.0)	(0.6)	(0.9)	(2.6)	(3.6)	(13.9)	(9.9)	(3.6)	(2.2)	(1.8)	(3.0)
960 -	969	2,305	581	43	19	409		52	1,724		134	1,283	98	102	108
		(1.7)	(1.0)	(6.1)	(2.0)	(1.0)		(1.1)	(2.1)		(5.2)	(2.5)	(1.1)	(1.4)	(1.1)
970 -	979	1,156	414		43	296	24	52	742		19	601	56	41	24
		(0.8)	(0.7)		(4.4)	(0.8)	(0.4)	(0.8)	(0.9)		(0.7)	(1.2)	(0.6)	(0.6)	(0.2)
980 -	989	1,291	410		216	24	53	118	881		53	642	100	43	43
		(0.9)	(0.7)		(0.6)	(0.4)	(1.1)	(1.8)	(1.1)		(2.0)	(1.2)	(1.1)	(0.6)	(0.4)
990 -	999	908	116		81		34		792		595	174	23		
		(0.7)	(0.2)		(0.2)		(0.7)		(1.0)		(1.2)	(1.9)	(0.3)		
1,000 -	1,009	6,207	1,942		53	1,127	87	147	4,265		2,736	506	228	795	
		(4.5)	(3.4)		(5.4)	(2.9)	(1.6)	(3.0)	(5.2)		(5.3)	(5.5)	(3.1)	(8.0)	
1,010 -	1,019	1,374	544			387	34	53	830		34	644	70	59	22
		(1.0)	(0.9)			(1.0)	(0.6)	(1.1)	(1.1)		(1.3)	(1.3)	(0.8)	(0.8)	(0.2)
1,020 -	1,029	978	483			445	19	19	495		34	340	48	72	
		(0.7)	(0.8)			(1.1)	(0.4)	(0.3)	(0.6)		(1.3)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	
1,030 -	1,039	1,237	416		19	188	41	47	821		629	113	50	28	
		(0.9)	(0.7)		(2.0)	(0.5)	(0.8)	(1.0)	(1.8)		(1.2)	(1.2)	(0.7)	(0.3)	
1,040 -	1,049	1,085	403		19	266	32	53	683		660	22			
		(0.8)	(0.7)		(2.0)	(0.7)	(0.6)	(0.7)	(0.8)		(1.3)	(0.3)			
1,050 -	1,059	1,845	843			622	52	169	1,002		761	48	74	119	
		(1.3)	(1.5)			(1.6)	(1.1)	(2.6)	(1.2)		(1.5)	(0.5)	(1.0)	(1.2)	
1,060 -	1,069	1,041	398			379	19		643		556	1	43	43	
		(0.7)	(0.7)			(1.0)	(0.4)		(0.8)		(1.1)	(0.0)	(0.6)	(0.4)	
1,070 -	1,099	3,068	1,809			1,363	147	227	1,259		935	124	136	65	
		(2.2)	(3.1)			(3.5)	(2.7)	(4.7)	(1.1)		(1.8)	(1.4)	(1.9)	(0.7)	
1,100 -	1,199	9,849	5,110			3,755	505	454	395		3,689	537	299	215	
		(7.1)	(8.9)			(9.6)	(9.2)	(9.3)	(6.1)		(7.2)	(5.8)	(4.1)	(2.2)	
1,200 -	1,499	22,675	13,983		19	10,572	1,122	1,084	1,186		6,281	1,144	696	570	
		(16.3)	(24.3)		(2.0)	(27.1)	(20.4)	(22.3)	(18.2)		(12.2)	(12.4)	(9.5)	(5.7)	
1,500 -	1,999	17,770	12,146			8,490	1,613	983	1,060		3,787	837	468	533	
		(12.8)	(21.1)			(21.8)	(29.4)	(20.2)	(16.3)		(7.3)	(9.1)	(6.4)	(5.4)	
2,000 -		8,809	6,874			4,199	1,405	577	693		951	410	358	217	
		(6.3)	(12.0)			(10.8)	(25.6)	(11.9)	(10.7)		(1.8)	(4.4)	(4.9)	(2.2)	
月平均賃金額	15,921	21,518	4,161	6,762	22,327	26,758	21,172	16,584	11,986	3,669	6,149	13,030	13,736	11,750	7,675
時間当り平均賃金額	1,206	1,424	864	895	1,407	1,685	1,396	1,471	1,052	867	1,386	1,063	1,126	1,054	991
月一人当たり労働時間	13	15	5	7	16	16	15	12	11	4	7	12	12	11	8
第1・20分位数	832	845	831	831	859	891	850	831	831	831	824	831	835	831	831
第1・10分位数	840	885	831	831	900	1,000	875	840	840	831	831	840	840	835	831
第1・4分位数	881	1,006	831	840	1,052	1,213	1,000	940	850	835	850	862	860	850	840
中位数	1,010	1,278	860	900	1,293	1,602	1,250	1,122	928	850	875	950	938	900	875
四分位偏差係数	0.2395	0.2513	0.0288	0.0584	0.2214	0.2458	0.2337	0.2941	0.1374	0.0270	0.0457	0.1480	0.1871	0.1388	0.0916

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別 和歌山県全域	年齢別						
		1～9人	10～29人	30～99人		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	50,424	21,951	27,690	784	50,424	1,705	2,452	27,427	5,078	5,294	8,468	
円	761	714	48		761		28	283	28	149	273	
-	829	(1.5)	(3.3)	(0.2)	(1.5)		(1.1)	(1.0)	(0.6)	(2.8)	(3.2)	
830 -	839	5,408	2,583	2,819	6	5,408	708	381	2,103	386	495	1,334
		(10.7)	(11.8)	(10.2)	(0.8)	(10.7)	(41.5)	(15.5)	(7.7)	(7.6)	(9.3)	(15.8)
840 -	849	11,026	3,705	7,262	59	11,026	794	545	5,189	1,059	1,122	2,318
		(21.9)	(16.9)	(26.2)	(7.5)	(21.9)	(46.6)	(22.2)	(18.9)	(20.8)	(21.2)	(27.4)
850 -	859	16,841	6,925	9,774	142	16,841	951	1,239	8,142	1,634	1,756	3,118
		(33.4)	(31.5)	(35.3)	(18.1)	(33.4)	(55.8)	(50.5)	(29.7)	(32.2)	(33.2)	(36.8)
860 -	869	18,751	7,504	11,035	212	18,751	1,029	1,260	9,358	1,858	1,960	3,286
		(37.2)	(34.2)	(39.9)	(27.0)	(37.2)	(60.3)	(51.4)	(34.1)	(36.6)	(37.0)	(38.8)
870 -	879	20,207	8,203	11,788	216	20,207	1,029	1,303	10,030	2,201	2,149	3,495
		(40.1)	(37.4)	(42.6)	(27.5)	(40.1)	(60.3)	(53.1)	(36.6)	(43.3)	(40.6)	(41.3)
880 -	889	22,353	9,011	13,117	225	22,353	1,369	1,385	11,115	2,341	2,334	3,809
		(44.3)	(41.1)	(47.4)	(28.7)	(44.3)	(80.3)	(56.5)	(40.5)	(46.1)	(44.1)	(45.0)
890 -	899	22,760	9,174	13,360	226	22,760	1,369	1,385	11,362	2,412	2,381	3,851
		(45.1)	(41.8)	(48.2)	(28.8)	(45.1)	(80.3)	(56.5)	(41.4)	(47.5)	(45.0)	(45.5)
900 -	909	28,998	12,157	16,603	238	28,998	1,516	2,000	14,999	3,014	2,930	4,538
		(57.5)	(55.4)	(60.0)	(30.3)	(57.5)	(88.9)	(81.5)	(54.7)	(59.4)	(55.4)	(53.6)
910 -	919	30,229	12,478	17,513	239	30,229	1,516	2,000	15,518	3,098	3,220	4,879
		(60.0)	(56.8)	(63.2)	(30.5)	(60.0)	(88.9)	(81.5)	(56.6)	(61.0)	(60.8)	(57.6)
920 -	929	31,008	12,734	18,034	240	31,008	1,516	2,000	16,132	3,098	3,258	5,004
		(61.5)	(58.0)	(65.1)	(30.6)	(61.5)	(88.9)	(81.5)	(58.8)	(61.0)	(61.6)	(59.1)
930 -	939	31,979	12,784	18,902	292	31,979	1,535	2,038	16,757	3,183	3,405	5,060
		(63.4)	(58.2)	(68.3)	(37.3)	(63.4)	(90.0)	(83.1)	(61.1)	(62.7)	(64.3)	(59.8)
940 -	949	32,703	12,941	19,309	454	32,703	1,535	2,038	17,137	3,255	3,526	5,212
		(64.9)	(59.0)	(69.7)	(57.9)	(64.9)	(90.0)	(83.1)	(62.5)	(64.1)	(66.6)	(61.6)
950 -	959	34,669	13,779	20,381	509	34,669	1,705	2,202	18,236	3,379	3,633	5,514
		(68.8)	(62.8)	(73.6)	(65.0)	(68.8)	(100.0)	(89.8)	(66.5)	(66.5)	(68.6)	(65.1)
960 -	969	35,916	14,020	21,387	509	35,916		2,283	19,231	3,402	3,757	5,537
		(71.2)	(63.9)	(77.2)	(65.0)	(71.2)		(93.1)	(70.1)	(67.0)	(71.0)	(65.4)
970 -	979	36,359	14,199	21,649	510	36,359		2,345	19,513	3,482	3,757	5,557
		(72.1)	(64.7)	(78.2)	(65.1)	(72.1)		(95.6)	(71.1)	(68.6)	(71.0)	(65.6)
980 -	989	36,889	14,387	21,992	510	36,889		2,345	19,868	3,529	3,800	5,643
		(73.2)	(65.5)	(79.4)	(65.1)	(73.2)		(95.6)	(72.4)	(69.5)	(71.8)	(66.6)
990 -	999	37,406	14,516	22,380	510	37,406		2,345	20,213	3,679	3,822	5,643
		(74.2)	(66.1)	(80.8)	(65.1)	(74.2)		(95.6)	(73.7)	(72.5)	(72.2)	(66.6)
1000 -	1009	40,562	16,620	23,430	511	40,562		2,345	22,298	3,955	3,949	6,309
		(80.4)	(75.7)	(84.6)	(65.2)	(80.4)		(95.6)	(81.3)	(77.9)	(74.6)	(74.5)
1010 -	1019	40,988	16,809	23,560	619	40,988		2,379	22,579	3,955	4,061	6,309
		(81.3)	(76.6)	(85.1)	(78.9)	(81.3)		(97.0)	(82.3)	(77.9)	(76.7)	(74.5)
1020 -	1029	41,223	16,866	23,737	620	41,223		2,414	22,668	3,955	4,109	6,372
		(81.8)	(76.8)	(85.7)	(79.1)	(81.8)		(98.4)	(82.6)	(77.9)	(77.6)	(75.3)
1030 -	1039	41,458	17,044	23,795	620	41,458		2,433	22,798	4,021	4,109	6,392
		(82.2)	(77.6)	(85.9)	(79.1)	(82.2)		(99.2)	(83.1)	(79.2)	(77.6)	(75.5)
1040 -	1049	41,563	17,110	23,833	620	41,563		2,452	22,862	4,021	4,131	6,392
		(82.4)	(77.9)	(86.1)	(79.1)	(82.4)		(100.0)	(83.4)	(79.2)	(78.0)	(75.5)
1050 -	1059	42,044	17,299	24,125	620	42,044			23,243	4,045	4,155	6,444
		(83.4)	(78.8)	(87.1)	(79.1)	(83.4)			(84.7)	(79.7)	(78.5)	(76.1)
1060 -	1069	42,251	17,404	24,226	621	42,251			23,387	4,045	4,198	6,463
		(83.8)	(79.3)	(87.5)	(79.2)	(83.8)			(85.3)	(79.7)	(79.3)	(76.3)
1070 -	1099	42,759	17,545	24,539	675	42,759			23,572	4,141	4,331	6,558
		(84.8)	(79.9)	(88.6)	(86.2)	(84.8)			(85.9)	(81.5)	(81.8)	(77.4)
1100 -	1199	44,034	18,189	25,169	676	44,034			24,263	4,364	4,530	6,720
		(87.3)	(82.9)	(90.9)	(86.3)	(87.3)			(88.5)	(85.9)	(85.6)	(79.4)
1200 -	1499	46,542	19,455	26,306	782	46,542			25,594	4,656	4,846	7,290
		(92.3)	(88.6)	(95.0)	(99.7)	(92.3)			(93.3)	(91.7)	(91.5)	(86.1)
1500 -	1999	48,991	21,038	27,169	784	48,991			26,809	4,878	5,091	8,055
		(97.2)	(95.8)	(98.1)	(100.0)	(97.2)			(97.7)	(96.1)	(96.2)	(95.1)
2000 -		50,424	21,951	27,690		50,424			27,427	5,078	5,294	8,468
		(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	7,588	7,352	7,719	9,605	7,588	3,297	3,462	7,993	8,820	8,246	7,187	
時間当り賃金額	1,011	1,056	977	983	1,011	864	878	994	1,035	1,022	1,115	
月一人当たり労働	8	7	8	10	8	4	4	8	9	8	7	
第1・20分位数	831	831	831	840	831	831	831	833	832	832	831	
第1・10分位数	835	835	837	851	835	831	832	840	840	840	832	
第1・4分位数	850	850	840	860	850	831	850	850	850	850	840	
中位数	900	900	900	940	900	850	850	900	900	900	900	
四分位偏差係数	0.0834	0.0839	0.0690	0.0843	0.0834	0.0293	0.0298	0.0834	0.0837	0.0934	0.1004	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	50,424	8,834	614	714	3,694	519	1,014	2,278	41,590	1,091	1,738	23,733	4,559	4,279	6,190
円	761	291		28	135		24	104	470			148	28	125	169
-	829	(1.5)	(3.3)	(3.9)	(3.6)		(2.4)	(4.6)	(1.1)			(0.6)	(0.6)	(2.9)	(2.7)
830 -	839	4,647	850	215	143	300	62	130	3,797	494	210	1,521	358	283	931
-	839	(9.2)	(9.6)	(35.0)	(20.1)	(8.1)	(6.1)	(5.7)	(9.1)	(45.3)	(12.1)	(6.4)	(7.9)	(6.6)	(15.0)
840 -	849	5,618	861	66	101	361	85	166	4,757	19	62	2,725	587	547	817
-	849	(11.1)	(9.7)	(10.8)	(14.2)	(9.8)	(16.5)	(8.0)	(11.4)	(1.8)	(3.6)	(11.5)	(12.9)	(12.8)	(13.2)
850 -	859	5,815	474	59	181	21	64	65	5,341	98	610	2,773	555	570	735
-	859	(11.5)	(5.4)	(9.6)	(11.8)	(4.9)	(4.1)	(6.3)	(12.8)	(9.0)	(35.1)	(11.7)	(12.2)	(13.3)	(11.9)
860 -	869	1,910	237	19	153	20	19	26	1,673	59	21	1,063	203	185	142
-	869	(3.8)	(2.7)	(3.1)	(4.1)	(3.9)	(1.9)	(1.1)	(4.0)	(5.4)	(1.2)	(4.5)	(4.5)	(4.3)	(2.3)
870 -	879	1,456	134		96		19	19	1,322		43	576	343	170	190
-	879	(2.9)	(1.5)		(2.6)		(1.9)	(0.8)	(3.2)		(2.4)	(2.4)	(7.5)	(4.0)	(3.1)
880 -	889	2,147	415	213	154		48		1,732	128	82	931	140	184	266
-	889	(4.3)	(4.7)	(34.6)	(4.2)		(2.1)		(4.2)	(11.7)	(4.7)	(3.9)	(3.1)	(4.3)	(4.3)
890 -	899	406	62		19	43			344			227	28	48	42
-	899	(0.8)	(0.7)		(0.5)	(8.2)			(0.8)			(1.0)	(0.6)	(1.1)	(0.7)
900 -	909	6,238	1,435	43	257	718	64	119	4,803	104	358	2,919	539	431	452
-	909	(12.4)	(16.2)	(6.9)	(36.0)	(19.4)	(12.2)	(11.7)	(11.5)	(9.6)	(20.6)	(12.3)	(11.8)	(10.1)	(7.3)
910 -	919	1,231	75				43	32	1,157			519	83	247	308
-	919	(2.4)	(0.8)				(4.2)	(1.4)	(2.8)			(2.2)	(1.8)	(5.8)	(5.0)
920 -	929	779	108		108				671			506	39	126	126
-	929	(1.5)	(1.2)		(2.9)				(1.6)			(2.1)	(0.9)	(2.0)	(2.0)
930 -	939	971	250		128		103	19	721	19	38	497	86	43	37
-	939	(1.9)	(2.8)		(3.5)		(10.2)	(0.8)	(1.7)	(1.8)	(2.2)	(2.1)	(1.9)	(1.0)	(0.6)
940 -	949	724	167		72		95		558			380	72	49	57
-	949	(1.4)	(1.9)		(7.1)		(4.2)		(1.3)			(1.6)	(1.6)	(1.1)	(0.9)
950 -	959	1,966	252		86	47		119	1,714	170	164	1,013	77	107	182
-	959	(3.9)	(2.9)		(2.3)	(9.1)		(5.2)	(4.1)	(15.6)	(9.4)	(4.3)	(1.7)	(2.5)	(2.9)
960 -	969	1,247	208		141		24	24	1,039		62	854	22	101	
-	969	(2.5)	(2.4)		(2.7)		(2.4)	(1.1)	(2.5)		(3.5)	(3.6)	(0.5)	(2.4)	
970 -	979	443	137		43	51	24	19	306		19	230	56		
-	979	(0.9)	(1.6)		(6.0)	(1.4)	(4.6)	(0.9)	(0.7)		(1.1)	(1.0)	(1.2)		
980 -	989	531	43					43	488			355	47	43	43
-	989	(1.1)	(0.5)					(1.9)	(1.2)			(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.7)
990 -	999	517	19		19				498			325	150	22	
-	999	(1.0)	(0.2)		(0.5)				(1.2)			(1.4)	(3.3)	(0.5)	
1,000 -	1,009	3,155	579		419			160	2,576			1,667	276	128	506
-	1,009	(6.3)	(6.6)		(11.3)			(7.0)	(6.2)			(7.0)	(6.0)	(3.0)	(8.2)
1,010 -	1,019	426	91		38		53		335		34	242	59		
-	1,019	(0.8)	(1.0)		(1.0)		(5.2)		(0.8)		(2.0)	(1.0)	(1.4)		
1,020 -	1,029	235	43		24			19	192		34	65	48	44	
-	1,029	(0.5)	(0.5)		(0.6)			(0.8)	(0.5)		(2.0)	(0.3)	(1.1)	(0.7)	
1,030 -	1,039	235	38		19			19	197			130	66		
-	1,039	(0.5)	(0.4)		(2.7)			(0.8)	(0.5)			(0.5)	(1.5)		
1,040 -	1,049	105	19		19				86			64	22		
-	1,049	(0.2)	(0.2)		(2.7)				(0.2)			(0.3)	(0.5)		
1,050 -	1,059	481	81		58		24		400			324	24	52	
-	1,059	(1.0)	(0.9)		(1.6)		(2.4)		(1.0)			(1.4)	(0.5)	(0.8)	
1,060 -	1,069	207							207			144	43	19	
-	1,069	(0.4)							(0.5)			(0.6)	(1.0)	(0.3)	
1,070 -	1,099	508	194		61	80	53	314	184	34	53	184	34	43	43
-	1,099	(1.0)	(2.2)		(11.7)	(7.9)	(2.3)	(0.8)	(0.8)			(0.8)	(0.8)	(1.2)	(0.7)
1,100 -	1,199	1,275	260		83	40	63	75	1,015			608	184	136	87
-	1,199	(2.5)	(2.9)		(2.2)	(7.6)	(6.2)	(3.3)	(2.4)			(2.6)	(4.0)	(3.2)	(1.4)
1,200 -	1,499	2,508	513		101	40	66	305	1,996			1,229	252	249	265
-	1,499	(5.0)	(5.8)		(2.7)	(7.6)	(6.6)	(13.4)	(4.8)			(5.2)	(5.5)	(5.8)	(4.3)
1,500 -	1,999	2,449	459		113	41	306	1,989	2,229			1,103	223	205	459
-	1,999	(4.9)	(5.2)		(3.0)	(4.0)	(13.4)	(4.8)	(4.8)			(4.6)	(4.9)	(4.8)	(7.4)
2,000 -		1,433	538		209	75	58	196	895			409	125	144	217
-		(2.8)	(5.6)		(5.6)	(14.5)	(5.8)	(8.6)	(2.2)			(1.7)	(2.7)	(3.4)	(3.5)
月平均賃金額	7,588	8,030	3,663	3,544	7,499	9,414	10,021	10,271	7,495	3,091	3,428	8,070	8,752	7,825	6,053
時間当り平均賃金額	1,011	1,100	857	866	1,018	1,120	1,124	1,358	992	868	883	990	1,026	998	1,025
月一人当たり労働時間数	8	8	4	4	8	9	10	8	8	4	4	8	9	8	6
第1・20分位数	831	831	831	831	831	840	832	830	831	830	831	833	831	832	831
第1・10分位数	835	835	831	831	835	840	832	832	831	831	835	840	840	840	832
第1・4分位数	850	850	831	840	850	891	870	900	850	835	850	850	850	850	840
中位数	900	900	850	900	900	950	931	980	900	850	850	900	900	900	880
四分位偏差係数	0.0834	0.0925	0.0291	0.0357	0.0835	0.1356	0.1115	0.2370	0.0823	0.0384	0.0299	0.0834	0.0835	0.0834	0.0911

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

令和3年度実態調査結果に基づく各指数の状況

1. 一般労働者、パート労働者計

単位:円

	調査対象 産業計	E 製造業	G 情報通信業	I 卸売業, 小売業	M 宿泊業, 飲食 サービス業	P 医療, 福祉	L・N・R サービス業
第1・20分位数	832	831	870	831	833	850	831
	830	830	880	830	830	840	830
第1・10分位数	840	850	880	840	840	870	850
	850	850	900	840	840	865	840
第1・4分位数	881	920	1,170	850	850	950	921
	900	929	1,176	900	880	950	900
中位数	1,010	1,147	1,816	952	906	1,115	1,048
	1,100	1,200	1,401	1,162	900	1,145	1,142

上段は令和3年、下段は令和2年度

L: 学術研究, 専門・技術サービス業、N: 生活関連サービス業、娯楽業、
R: サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

2. パート労働者のみ

単位:円

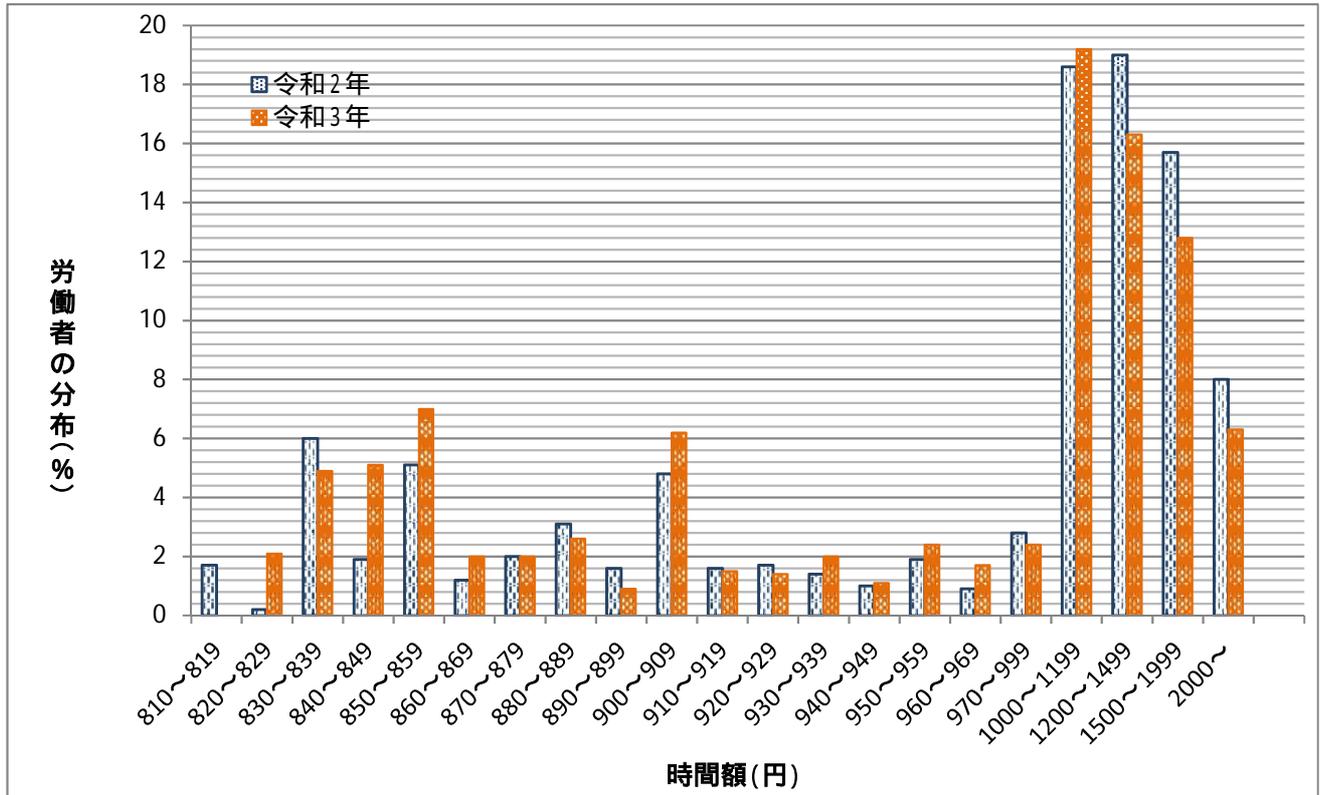
	調査対象 産業計	E 製造業	G 情報通信業	I 卸売業, 小売業	M 宿泊業, 飲食 サービス業	P 医療, 福祉	L・N・R サービス業
第1・20分位数	831	831	870	831	833	840	833
	830	830	873	830	830	830	830
第1・10分位数	835	840	870	831	840	850	835
	830	830	880	830	835	830	830
第1・4分位数	850	850	871	840	850	900	860
	850	840	880	840	879	850	850
中位数	900	900	881	850	900	1,000	950
	900	871	900	893	900	900	900

上段は令和3年、下段は令和2年度

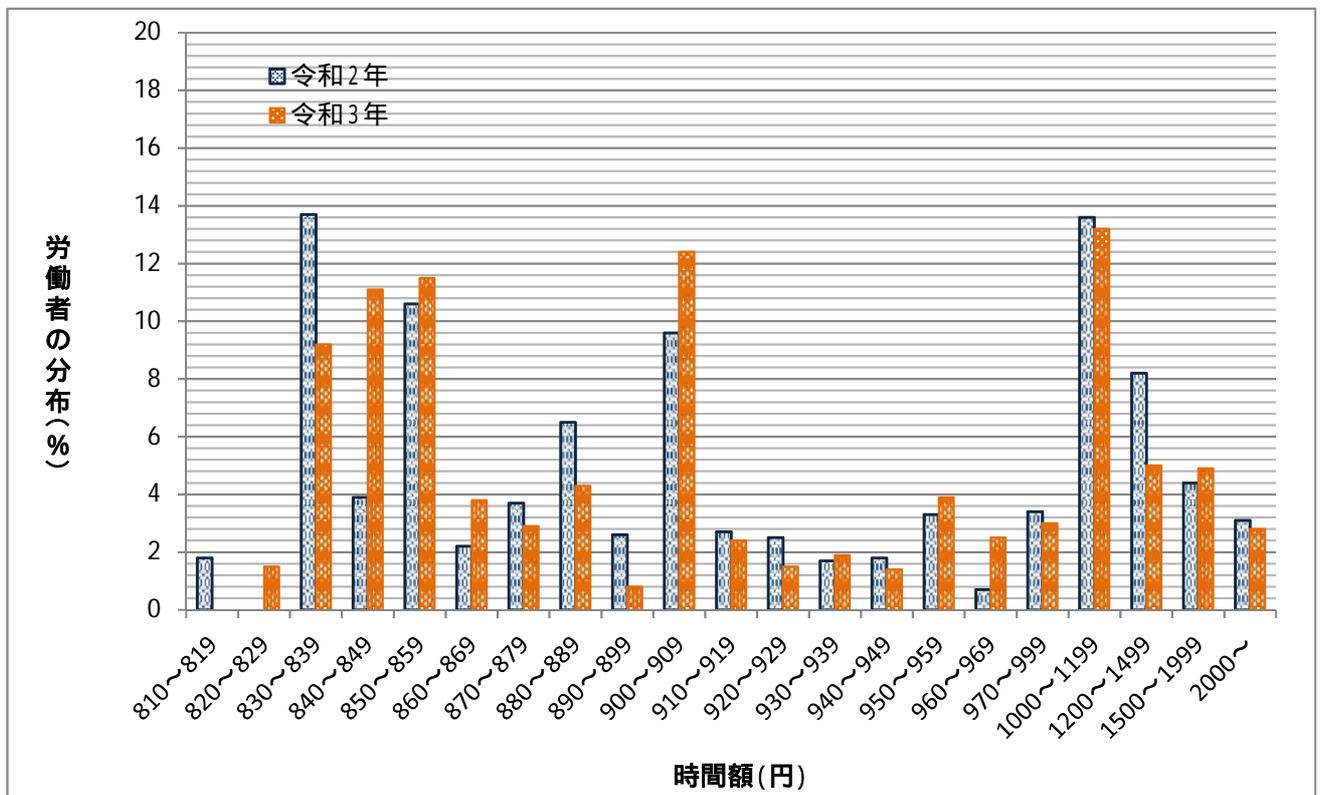
L: 学術研究, 専門・技術サービス業、N: 生活関連サービス業、娯楽業、
R: サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

時間額に対する該当労働者数の分布

一般労働者・パート労働者計



パート労働者のみ



注) 810円から969円までは10円刻みですが、970円以上は集約されていますのでご注意ください。

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別						
		1～9人	10～29人	30～99人	和歌山県全域	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	139,257	61,634	63,556	14,067	139,257	1,919	3,566	90,480	14,693	12,150	16,449	
円	3,222	2,247	712	264	3,222	56	165	1,755	89	379	778	
-	830	(2.3)	(3.6)	(1.1)	(1.9)	(2.3)	(2.9)	(4.6)	(1.9)	(0.6)	(3.1)	(4.7)
831 -	831	6,817	4,214	2,333	271	6,817	432	375	3,383	409	570	1,649
		(4.9)	(6.8)	(3.7)	(1.9)	(4.9)	(22.5)	(10.5)	(3.7)	(2.8)	(4.7)	(10.0)
832 -	832	7,206	4,411	2,472	323	7,206	432	394	3,459	437	650	1,833
		(5.2)	(7.2)	(3.9)	(2.3)	(5.2)	(22.5)	(11.1)	(3.8)	(3.0)	(5.4)	(11.1)
833 -	833	7,664	4,574	2,661	429	7,664	432	394	3,846	437	697	1,858
		(5.5)	(7.4)	(4.2)	(3.0)	(5.5)	(22.5)	(11.1)	(4.3)	(3.0)	(5.7)	(11.3)
834 -	834	7,664	4,574	2,661	429	7,664	432	394	3,846	437	697	1,858
		(5.5)	(7.4)	(4.2)	(3.0)	(5.5)	(22.5)	(11.1)	(4.3)	(3.0)	(5.7)	(11.3)
835 -	835	9,373	5,202	3,742	429	9,373	708	518	4,458	561	839	2,288
		(6.7)	(8.4)	(5.9)	(3.0)	(6.7)	(36.9)	(14.5)	(4.9)	(3.8)	(6.9)	(13.9)
836 -	836	9,507	5,202	3,877	429	9,507	708	518	4,554	600	839	2,288
		(6.8)	(8.4)	(6.1)	(3.0)	(6.8)	(36.9)	(14.5)	(5.0)	(4.1)	(6.9)	(13.9)
837 -	837	9,688	5,269	3,990	429	9,688	708	518	4,648	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.1)	(4.1)	(7.1)	(14.3)
838 -	838	9,688	5,269	3,990	429	9,688	708	518	4,648	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.1)	(4.1)	(7.1)	(14.3)
839 -	839	9,707	5,269	4,009	429	9,707	708	518	4,667	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.2)	(4.1)	(7.1)	(14.3)
840 -	840	16,132	7,007	8,643	481	16,132	794	682	8,189	1,409	1,505	3,553
		(11.6)	(11.4)	(13.6)	(3.4)	(11.6)	(41.4)	(19.1)	(9.1)	(9.6)	(12.4)	(21.6)
841 -	841	16,228	7,007	8,739	481	16,228	794	682	8,266	1,409	1,524	3,553
		(11.7)	(11.4)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.1)	(9.6)	(12.5)	(21.6)
842 -	842	16,303	7,064	8,758	481	16,303	794	682	8,285	1,409	1,524	3,609
		(11.7)	(11.5)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.2)	(9.6)	(12.5)	(21.9)
843 -	843	16,342	7,064	8,797	481	16,342	794	682	8,323	1,409	1,524	3,609
		(11.7)	(11.5)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.2)	(9.6)	(12.5)	(21.9)
844 -	844	16,503	7,096	8,821	587	16,503	794	682	8,380	1,409	1,630	3,609
		(11.9)	(11.5)	(13.9)	(4.2)	(11.9)	(41.4)	(19.1)	(9.3)	(9.6)	(13.4)	(21.9)
845 -	845	16,716	7,180	8,896	639	16,716	794	682	8,469	1,456	1,705	3,609
		(12.0)	(11.6)	(14.0)	(4.5)	(12.0)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(9.9)	(14.0)	(21.9)
846 -	846	16,754	7,180	8,934	639	16,754	794	682	8,508	1,456	1,705	3,609
		(12.0)	(11.6)	(14.1)	(4.5)	(12.0)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(9.9)	(14.0)	(21.9)
847 -	847	16,795	7,202	8,953	639	16,795	794	682	8,527	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.1)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(10.1)	(14.0)	(21.9)
848 -	848	16,838	7,202	8,996	639	16,838	794	682	8,569	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.2)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.5)	(10.1)	(14.0)	(21.9)
849 -	849	16,857	7,202	9,015	639	16,857	794	682	8,588	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.2)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.5)	(10.1)	(14.0)	(21.9)
850 -	850	24,888	12,181	12,016	692	24,888	1,038	1,526	12,617	2,146	2,480	5,082
		(17.9)	(19.8)	(18.9)	(4.9)	(17.9)	(54.1)	(42.8)	(13.9)	(14.6)	(20.4)	(30.9)
851 -	851	25,112	12,225	12,112	775	25,112	1,038	1,527	12,748	2,183	2,495	5,122
		(18.0)	(19.8)	(19.1)	(5.5)	(18.0)	(54.1)	(42.8)	(14.1)	(14.9)	(20.5)	(31.1)
852 -	852	25,470	12,392	12,303	775	25,470	1,038	1,527	12,986	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.1)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(20.9)	(31.1)
853 -	853	25,470	12,392	12,303	775	25,470	1,038	1,527	12,986	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.1)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(20.9)	(31.1)
854 -	854	25,502	12,424	12,303	775	25,502	1,038	1,527	13,018	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.2)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(20.9)	(31.1)
855 -	855	25,859	12,605	12,479	775	25,859	1,038	1,527	13,212	2,283	2,657	5,141
		(18.6)	(20.5)	(19.6)	(5.5)	(18.6)	(54.1)	(42.8)	(14.6)	(15.5)	(21.9)	(31.3)
856 -	856	26,048	12,679	12,541	828	26,048	1,038	1,527	13,321	2,283	2,686	5,194
		(18.7)	(20.6)	(19.7)	(5.9)	(18.7)	(54.1)	(42.8)	(14.7)	(15.5)	(22.1)	(31.6)
857 -	857	26,139	12,747	12,565	828	26,139	1,038	1,527	13,321	2,283	2,686	5,286
		(18.8)	(20.7)	(19.8)	(5.9)	(18.8)	(54.1)	(42.8)	(14.7)	(15.5)	(22.1)	(32.1)
858 -	858	26,320	12,793	12,646	881	26,320	1,038	1,527	13,501	2,283	2,686	5,286
		(18.9)	(20.8)	(19.9)	(6.3)	(18.9)	(54.1)	(42.8)	(14.9)	(15.5)	(22.1)	(32.1)
859 -	859	26,628	12,900	12,689	1,039	26,628	1,038	1,549	13,681	2,354	2,720	5,286
		(19.1)	(20.9)	(20.0)	(7.4)	(19.1)	(54.1)	(43.4)	(15.1)	(16.0)	(22.4)	(32.1)
860	860	28,616	13,549	13,971	1,096	28,616	1,116	1,570	14,856	2,557	2,966	5,553
		(20.5)	(22.0)	(22.0)	(7.8)	(20.5)	(58.1)	(44.0)	(16.4)	(17.4)	(24.4)	(33.8)
861	861	28,831	13,606	14,130	1,096	28,831	1,116	1,570	14,976	2,596	3,022	5,553
		(20.7)	(22.1)	(22.2)	(7.8)	(20.7)	(58.1)	(44.0)	(16.6)	(17.7)	(24.9)	(33.8)
862	865	29,383	13,827	14,389	1,166	29,383	1,116	1,570	15,291	2,618	3,089	5,700
		(21.1)	(22.4)	(22.6)	(8.3)	(21.1)	(58.1)	(44.0)	(16.9)	(17.8)	(25.4)	(34.7)
866	870	31,271	14,710	15,283	1,278	31,271	1,158	1,570	16,234	3,086	3,323	5,900
		(22.5)	(23.9)	(24.0)	(9.1)	(22.5)	(60.3)	(44.0)	(17.9)	(21.0)	(27.3)	(35.9)
871		139,257	61,634	63,556	14,067	139,257	1,919	3,566	90,480	14,693	12,150	16,449
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	15,921	15,150	15,479	21,294	15,921	3,848	6,316	17,033	18,602	15,518	11,198	
時間当り平均賃金額	1,206	1,218	1,172	1,306	1,206	866	889	1,211	1,335	1,191	1,181	
月一人当たり労働時間	13	12	13	16	13	4	7	14	13	13	10	
第1・20分位数	832	831	835	851	832	831	831	836	840	832	831	
第1・10分位数	840	840	840	880	840	831	831	850	847	840	831	
第1・4分位数	881	880	880	1,000	881	835	850	900	898	863	850	
中位数	1,010	1,000	998	1,185	1,010	850	899	1,055	1,123	1,000	932	
四分位偏差係数	0.2395	0.2458	0.2271	0.2135	0.2395	0.0269	0.0445	0.2284	0.3153	0.2454	0.1935	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(令和3年)

件名	和歌山県最低賃金				
業種	全産業(特定最低賃金対象産業除く)				
現行最低賃金	831円				
未満率	2.31%				
未満労働者数	3,222				
引上げ後 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
831	0	0.00%	2.31%	3,595	3,222
832	1	0.12%	4.90%	389	6,817
833	2	0.24%	5.17%	458	7,206
834	3	0.36%	5.50%	0	7,664
835	4	0.48%	5.50%	1,709	7,664
836	5	0.60%	6.73%	134	9,373
837	6	0.72%	6.83%	181	9,507
838	7	0.84%	6.96%	0	9,688
839	8	0.96%	6.96%	19	9,688
840	9	1.08%	6.97%	6,425	9,707
841	10	1.20%	11.58%	96	16,132
842	11	1.32%	11.65%	75	16,228
843	12	1.44%	11.71%	39	16,303
844	13	1.56%	11.73%	161	16,342
845	14	1.68%	11.85%	213	16,503
846	15	1.81%	12.00%	38	16,716
847	16	1.93%	12.03%	41	16,754
848	17	2.05%	12.06%	43	16,795
849	18	2.17%	12.09%	19	16,838
850	19	2.29%	12.10%	8,031	16,857
851	20	2.41%	17.87%	224	24,888
852	21	2.53%	18.03%	358	25,112
853	22	2.65%	18.29%	0	25,470
854	23	2.77%	18.29%	32	25,470
855	24	2.89%	18.31%	357	25,502
856	25	3.01%	18.57%	189	25,859
857	26	3.13%	18.70%	91	26,048
858	27	3.25%	18.77%	181	26,139
859	28	3.37%	18.90%	308	26,320
860	29	3.49%	19.12%	1,988	26,628
861	30	3.61%	20.55%	215	28,616

1円刻み(労働者数復元による数値)

03年 総括表(1) 産業：地域別最低賃金対象産業すべて 就業形態：(全て) 産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	和歌山県全域	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	139,257	61,634	63,556	14,067	139,257	1,919	3,566	90,480	14,693	12,150	16,449
円	2,675	1,953	458	264	2,675		109	1,474	50	341	701
-	820	(1.9)	(3.2)	(0.7)	(1.9)		(3.1)	(1.6)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
821 -	821	2,675	1,953	458	264	2,675	109	1,474	50	341	701
		(1.9)	(3.2)	(0.7)	(1.9)	(1.9)	(3.1)	(1.6)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
822 -	822	2,675	1,953	458	264	2,675	109	1,474	50	341	701
		(1.9)	(3.2)	(0.7)	(1.9)	(1.9)	(3.1)	(1.6)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
823 -	823	2,703	1,981	458	264	2,703	109	1,502	50	341	701
		(1.9)	(3.2)	(0.7)	(1.9)	(1.9)	(3.1)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
824 -	824	2,784	2,062	458	264	2,784	165	1,526	50	341	701
		(2.0)	(3.3)	(0.7)	(1.9)	(2.0)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
825 -	825	2,822	2,062	497	264	2,822	165	1,564	50	341	701
		(2.0)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
826 -	826	2,822	2,062	497	264	2,822	165	1,564	50	341	701
		(2.0)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
827 -	827	2,822	2,062	497	264	2,822	165	1,564	50	341	701
		(2.0)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
828 -	828	2,822	2,062	497	264	2,822	165	1,564	50	341	701
		(2.0)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.0)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.3)
829 -	829	2,865	2,062	539	264	2,865	165	1,564	50	341	744
		(2.1)	(3.3)	(0.8)	(1.9)	(2.1)	(4.6)	(1.7)	(0.3)	(2.8)	(4.5)
830 -	830	3,222	2,247	712	264	3,222	56	1,755	89	379	778
		(2.3)	(3.6)	(1.1)	(1.9)	(2.3)	(2.9)	(1.9)	(0.6)	(3.1)	(4.7)
831 -	831	6,817	4,214	2,333	271	6,817	432	3,383	409	570	1,649
		(4.9)	(6.8)	(3.7)	(1.9)	(4.9)	(22.5)	(10.5)	(3.7)	(2.8)	(10.0)
832 -	832	7,206	4,411	2,472	323	7,206	432	3,459	437	650	1,833
		(5.2)	(7.2)	(3.9)	(2.3)	(5.2)	(22.5)	(11.1)	(3.8)	(3.0)	(5.4)
833 -	833	7,664	4,574	2,661	429	7,664	432	3,846	437	697	1,858
		(5.5)	(7.4)	(4.2)	(3.0)	(5.5)	(22.5)	(11.1)	(4.3)	(3.0)	(5.7)
834 -	834	7,664	4,574	2,661	429	7,664	432	3,846	437	697	1,858
		(5.5)	(7.4)	(4.2)	(3.0)	(5.5)	(22.5)	(11.1)	(4.3)	(3.0)	(5.7)
835 -	835	9,373	5,202	3,742	429	9,373	708	4,458	561	839	2,288
		(6.7)	(8.4)	(5.9)	(3.0)	(6.7)	(36.9)	(14.5)	(4.9)	(3.8)	(6.9)
836 -	836	9,507	5,202	3,877	429	9,507	708	4,554	600	839	2,288
		(6.8)	(8.4)	(6.1)	(3.0)	(6.8)	(36.9)	(14.5)	(5.0)	(4.1)	(6.9)
837 -	837	9,688	5,269	3,990	429	9,688	708	4,648	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.1)	(4.1)	(7.1)
838 -	838	9,688	5,269	3,990	429	9,688	708	4,648	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.1)	(4.1)	(7.1)
839 -	839	9,707	5,269	4,009	429	9,707	708	4,667	600	858	2,356
		(7.0)	(8.5)	(6.3)	(3.0)	(7.0)	(36.9)	(14.5)	(5.2)	(4.1)	(7.1)
840 -	840	16,132	7,007	8,643	481	16,132	794	8,189	1,409	1,505	3,553
		(11.6)	(11.4)	(13.6)	(3.4)	(11.6)	(41.4)	(19.1)	(9.1)	(9.6)	(12.4)
841 -	841	16,228	7,007	8,739	481	16,228	794	8,266	1,409	1,524	3,553
		(11.7)	(11.4)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.1)	(9.6)	(12.5)
842 -	842	16,303	7,064	8,758	481	16,303	794	8,285	1,409	1,524	3,609
		(11.7)	(11.5)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.2)	(9.6)	(12.5)
843 -	843	16,342	7,064	8,797	481	16,342	794	8,323	1,409	1,524	3,609
		(11.7)	(11.5)	(13.8)	(3.4)	(11.7)	(41.4)	(19.1)	(9.2)	(9.6)	(12.5)
844 -	844	16,503	7,096	8,821	587	16,503	794	8,380	1,409	1,630	3,609
		(11.9)	(11.5)	(13.9)	(4.2)	(11.9)	(41.4)	(19.1)	(9.3)	(9.6)	(13.4)
845 -	845	16,716	7,180	8,896	639	16,716	794	8,469	1,456	1,705	3,609
		(12.0)	(11.6)	(14.0)	(4.5)	(12.0)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(9.9)	(14.0)
846 -	846	16,754	7,180	8,934	639	16,754	794	8,508	1,456	1,705	3,609
		(12.0)	(11.6)	(14.1)	(4.5)	(12.0)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(9.9)	(14.0)
847 -	847	16,795	7,202	8,953	639	16,795	794	8,527	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.1)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.4)	(10.1)	(14.0)
848 -	848	16,838	7,202	8,996	639	16,838	794	8,569	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.2)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.5)	(10.1)	(14.0)
849 -	849	16,857	7,202	9,015	639	16,857	794	8,588	1,478	1,705	3,609
		(12.1)	(11.7)	(14.2)	(4.5)	(12.1)	(41.4)	(19.1)	(9.5)	(10.1)	(14.0)
850	850	24,888	12,181	12,016	692	24,888	1,038	12,617	2,146	2,480	5,082
		(17.9)	(19.8)	(18.9)	(4.9)	(17.9)	(54.1)	(42.8)	(13.9)	(14.6)	(30.9)
851	851	25,112	12,225	12,112	775	25,112	1,038	12,748	2,183	2,495	5,122
		(18.0)	(19.8)	(19.1)	(5.5)	(18.0)	(54.1)	(42.8)	(14.1)	(14.9)	(31.1)
852	852	25,470	12,392	12,303	775	25,470	1,038	12,986	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.1)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(31.1)
853	853	25,470	12,392	12,303	775	25,470	1,038	12,986	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.1)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(31.1)
854	854	25,502	12,424	12,303	775	25,502	1,038	13,018	2,254	2,542	5,122
		(18.3)	(20.2)	(19.4)	(5.5)	(18.3)	(54.1)	(42.8)	(14.4)	(15.3)	(31.1)
855	855	25,859	12,605	12,479	775	25,859	1,038	13,212	2,283	2,657	5,141
		(18.6)	(20.5)	(19.6)	(5.5)	(18.6)	(54.1)	(42.8)	(14.6)	(15.5)	(31.3)
856	856	26,048	12,679	12,541	828	26,048	1,038	13,321	2,283	2,686	5,194
		(18.7)	(20.6)	(19.7)	(5.9)	(18.7)	(54.1)	(42.8)	(14.7)	(15.5)	(31.6)
857	857	26,139	12,747	12,565	828	26,139	1,038	13,321	2,283	2,686	5,286
		(18.8)	(20.7)	(19.8)	(5.9)	(18.8)	(54.1)	(42.8)	(14.7)	(15.5)	(32.1)
858	858	26,320	12,793	12,646	881	26,320	1,038	13,501	2,283	2,686	5,286
		(18.9)	(20.8)	(19.9)	(6.3)	(18.9)	(54.1)	(42.8)	(14.9)	(15.5)	(32.1)
859	859	26,628	12,900	12,689	1,039	26,628	1,038	13,681	2,354	2,720	5,286
		(19.1)	(20.9)	(20.0)	(7.4)	(19.1)	(54.1)	(43.4)	(16.0)	(16.0)	(32.1)
860	860	28,616	13,549	13,971	1,096	28,616	1,116	14,856	2,557	2,966	5,553
		(20.5)	(22.0)	(22.0)	(7.8)	(20.5)	(58.1)	(44.0)	(16.4)	(17.4)	(33.8)
861	861	28,831	13,606	14,130	1,096	28,831	1,116	14,976	2,596	3,022	5,553
		(20.7)	(22.1)	(22.2)	(7.8)	(20.7)	(58.1)	(44.0)	(16.6)	(17.7)	(33.8)
862	862	28,854	13,628	14,130	1,096	28,854	1,116	14,998	2,596	3,022	5,553
		(20.7)	(22.1)	(22.2)	(7.8)	(20.7)	(58.1)	(44.0)	(16.6)	(17.7)	(33.8)
863	863	28,988	13,743	14,149	1,096	28,988	1,116	15,104	2,596	3,050	5,553
		(20.8)	(22.3)	(22.3)	(7.8)	(20.8)	(58.1)	(44.0)	(16.7)	(17.7)	(33.8)
864	864	29,035	13,771	14,169	1,096	29,035	1,116	15,132	2,615	3,050	5,553
		(20.9)	(22.3)	(22.3)	(7.8)	(20.9)	(58.1)	(44.0)	(16.7)	(17.8)	(33.8)
865	865	29,383	13,827	14,389	1,166	29,383	1,116	15,291	2,618	3,089	5,700
		(21.1)	(22.4)	(22.6)	(8.3)	(21.1)	(58.1)	(44.0)	(16.9)	(17.8)	(34.7)
866	866	29,402	13,827	14,408	1,166	29,402	1,116	15,291	2,618	3,108	5,700
		(21.1)	(22.4)	(22.7)	(8.3)	(21.1)	(58.1)	(44.0)	(16.9)	(17.8)	(34.7)
867	867	29,402	13,827	14,408	1,166	29,402	1,116	15,291	2,618	3,108	5,700
		(21.1)	(22.4)	(22.7)	(8.3)	(21.1)	(58.1)	(44.0)	(16.9)	(17.8)	(34.7)

868	868	29,455 (21.2)	13,827 (22.4)	14,408 (22.7)	1,219 (8.7)	29,455 (21.2)	1,116 (58.1)	1,570 (44.0)	15,343 (17.0)	2,618 (17.8)	3,108 (25.6)	5,700 (34.7)
869	869	29,474 (21.2)	13,827 (22.4)	14,428 (22.7)	1,219 (8.7)	29,474 (21.2)	1,116 (58.1)	1,570 (44.0)	15,362 (17.0)	2,618 (17.8)	3,108 (25.6)	5,700 (34.7)
870	870	31,271 (22.5)	14,710 (23.9)	15,283 (24.0)	1,278 (9.1)	31,271 (22.5)	1,158 (60.3)	1,570 (44.0)	16,234 (17.9)	3,086 (21.0)	3,323 (27.3)	5,900 (35.9)
871	871	31,338 (22.5)	14,739 (23.9)	15,322 (24.1)	1,278 (9.1)	31,338 (22.5)	1,158 (60.3)	1,570 (44.0)	16,272 (18.0)	3,086 (21.0)	3,323 (27.3)	5,928 (36.0)
872	872	31,396 (22.5)	14,739 (23.9)	15,380 (24.2)	1,278 (9.1)	31,396 (22.5)	1,158 (60.3)	1,570 (44.0)	16,331 (18.0)	3,086 (21.0)	3,323 (27.3)	5,928 (36.0)
873	873	31,521 (22.6)	14,739 (23.9)	15,399 (24.2)	1,383 (9.8)	31,521 (22.6)	1,158 (60.3)	1,570 (44.0)	16,436 (18.2)	3,086 (21.0)	3,342 (27.5)	5,928 (36.0)
874	874	31,674 (22.7)	14,806 (24.0)	15,484 (24.4)	1,383 (9.8)	31,674 (22.7)	1,158 (60.3)	1,613 (45.2)	16,504 (18.2)	3,086 (21.0)	3,385 (27.9)	5,928 (36.0)
875	875	32,190 (23.1)	14,963 (24.3)	15,844 (24.9)	1,383 (9.8)	32,190 (23.1)	1,158 (60.3)	1,655 (46.4)	16,685 (18.4)	3,222 (21.9)	3,445 (28.4)	6,023 (36.6)
876	876	32,191 (23.1)	14,963 (24.3)	15,844 (24.9)	1,384 (9.8)	32,191 (23.1)	1,158 (60.3)	1,655 (46.4)	16,685 (18.4)	3,223 (21.9)	3,445 (28.4)	6,023 (36.6)
877	877	32,191 (23.1)	14,963 (24.3)	15,844 (24.9)	1,384 (9.8)	32,191 (23.1)	1,158 (60.3)	1,655 (46.4)	16,685 (18.4)	3,223 (21.9)	3,445 (28.4)	6,023 (36.6)
878	878	32,248 (23.2)	15,020 (24.4)	15,844 (24.9)	1,385 (9.8)	32,248 (23.2)	1,158 (60.3)	1,655 (46.4)	16,713 (18.5)	3,223 (21.9)	3,446 (28.4)	6,052 (36.8)
879	879	32,291 (23.2)	15,020 (24.4)	15,886 (25.0)	1,385 (9.8)	32,291 (23.2)	1,201 (62.6)	1,655 (46.4)	16,713 (18.5)	3,223 (21.9)	3,446 (28.4)	6,052 (36.8)
880	880	34,573 (24.8)	15,877 (25.8)	17,252 (27.1)	1,444 (10.3)	34,573 (24.8)	1,541 (80.3)	1,738 (48.7)	17,939 (19.8)	3,355 (22.8)	3,661 (30.1)	6,339 (38.5)
881	881	34,869 (25.0)	16,014 (26.0)	17,358 (27.3)	1,497 (10.6)	34,869 (25.0)	1,541 (80.3)	1,761 (49.4)	18,103 (20.0)	3,407 (23.2)	3,693 (30.4)	6,363 (38.7)
882	889	35,981 (25.8)	16,421 (26.6)	17,690 (27.8)	1,870 (13.3)	35,981 (25.8)	1,541 (80.3)	1,761 (49.4)	18,798 (20.8)	3,544 (24.1)	3,802 (31.3)	6,535 (39.7)
890	899	37,287 (26.8)	16,962 (27.5)	18,244 (28.7)	2,081 (14.8)	37,287 (26.8)	1,541 (80.3)	1,867 (52.4)	19,643 (21.7)	3,679 (25.0)	3,902 (32.1)	6,655 (40.5)
900	909	45,924 (33.0)	21,681 (35.2)	22,148 (34.8)	2,094 (14.9)	45,924 (33.0)	1,688 (87.9)	2,610 (73.2)	24,910 (27.5)	4,604 (31.3)	4,560 (37.5)	7,551 (45.9)
910	919	47,961 (34.4)	22,316 (36.2)	23,391 (36.8)	2,253 (16.0)	47,961 (34.4)	1,688 (87.9)	2,610 (73.2)	26,118 (28.9)	4,758 (32.4)	4,896 (40.3)	7,891 (48.0)
920	929	49,873 (35.8)	22,914 (37.2)	24,438 (38.5)	2,520 (17.9)	49,873 (35.8)	1,688 (87.9)	2,668 (74.8)	27,564 (30.5)	4,830 (32.9)	5,034 (41.4)	8,089 (49.2)
930	939	52,697 (37.8)	23,702 (38.5)	26,264 (41.3)	2,731 (19.4)	52,697 (37.8)	1,707 (88.9)	2,786 (78.1)	29,566 (32.7)	5,021 (34.2)	5,276 (43.4)	8,341 (50.7)
940	949	54,248 (39.0)	24,316 (39.5)	26,931 (42.4)	3,000 (21.3)	54,248 (39.0)	1,707 (88.9)	2,824 (79.2)	30,503 (33.7)	5,190 (35.3)	5,494 (45.2)	8,530 (51.9)
950	959	57,658 (41.4)	25,864 (42.0)	28,524 (44.9)	3,270 (23.2)	57,658 (41.4)	1,877 (97.8)	3,120 (87.5)	32,597 (36.0)	5,440 (37.0)	5,626 (46.3)	8,999 (54.7)
960	969	59,963 (43.1)	26,701 (43.3)	29,991 (47.2)	3,271 (23.3)	59,963 (43.1)	1,919 (100.0)	3,272 (91.8)	34,288 (37.9)	5,538 (37.7)	5,779 (47.6)	9,165 (55.7)
970	979	61,119 (43.9)	27,213 (44.2)	30,633 (48.2)	3,273 (23.3)	61,119 (43.9)		3,334 (93.5)	35,185 (38.9)	5,618 (38.2)	5,821 (47.9)	9,241 (56.2)
980	989	62,410 (44.8)	27,686 (44.9)	31,292 (49.2)	3,431 (24.4)	62,410 (44.8)		3,387 (95.0)	36,043 (39.8)	5,742 (39.1)	5,916 (48.7)	9,402 (57.2)
990	999	63,318 (45.5)	28,000 (45.4)	31,885 (50.2)	3,433 (24.4)	63,318 (45.5)		3,387 (95.0)	36,720 (40.6)	5,916 (40.3)	5,974 (49.2)	9,402 (57.2)
1000	1099	80,154 (57.6)	36,365 (59.0)	38,389 (60.4)	5,399 (38.4)	80,154 (57.6)		3,547 (99.5)	48,758 (53.9)	7,121 (48.5)	7,231 (59.5)	11,578 (70.4)
1100	1199	90,003 (64.6)	40,068 (65.0)	42,681 (67.2)	7,254 (51.6)	90,003 (64.6)		3,547 (99.5)	56,202 (62.1)	8,162 (55.6)	7,984 (65.7)	12,188 (74.1)
1200	1299	98,687 (70.9)	43,794 (71.1)	46,159 (72.6)	8,734 (62.1)	98,687 (70.9)		3,547 (99.5)	62,721 (69.3)	8,923 (60.7)	8,681 (71.4)	12,895 (78.4)
1300	1399	106,966 (76.8)	47,069 (76.4)	49,941 (78.6)	9,956 (70.8)	106,966 (76.8)		3,566 (100.0)	68,693 (75.9)	9,683 (65.9)	9,470 (77.9)	13,634 (82.9)
1400	1499	112,678 (80.9)	49,288 (80.0)	52,847 (83.1)	10,543 (75.0)	112,678 (80.9)			73,054 (80.7)	10,429 (71.0)	9,764 (80.4)	13,945 (84.8)
1500		139,257 (100.0)	61,634 (100.0)	63,556 (100.0)	14,067 (100.0)	139,257 (100.0)			90,480 (100.0)	14,693 (100.0)	12,150 (100.0)	16,449 (100.0)
月平均賃金額		15,921	15,150	15,479	21,294	15,921	3,848	6,316	17,033	18,602	15,518	11,198
時間当平均賃金額		1,206	1,218	1,172	1,306	1,206	866	889	1,211	1,335	1,191	1,181
月一人当たり労働時間数		13	12	13	16	13	4	7	14	13	13	10
第1・20分位数		832	831	835	851	832	831	831	836	840	832	831
第1・10分位数		840	840	840	880	840	831	831	850	847	840	831
第1・4分位数		881	880	880	1,000	881	835	850	900	898	863	850
中位数		1,010	1,000	998	1,185	1,010	850	899	1,055	1,123	1,000	932
四分位偏差係数		0.2395	0.2458	0.2271	0.2135	0.2395	0.0269	0.0445	0.2284	0.3153	0.2454	0.1935

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

03年		業種：地域別最低賃金対象業種すべて								就業形態：(全て)								産別適用除外含む全労働者			
時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)		総括表(2)																			
合計		男								女											
		男性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上						
計	139,257	57,480	700	974	38,953	5,490	4,859	6,504	81,777	1,220	2,592	51,527	9,203	7,291	9,944						
円	2,675	651		28	300		43	280	2,024	81		1,174	50	298	421						
-	820	(1.9)	(1.1)	(2.9)	(0.8)		(0.9)	(4.3)	(2.5)	(3.1)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
821	821	651		28	300		43	280	2,024	81		1,174	50	298	421						
-	821	(1.9)	(1.1)	(2.9)	(0.8)		(0.9)	(4.3)	(2.5)	(3.1)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
822	822	651		28	300		43	280	2,024	81		1,174	50	298	421						
-	822	(1.9)	(1.1)	(2.9)	(0.8)		(0.9)	(4.3)	(2.5)	(3.1)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
823	823	679		28	328		43	280	2,024	81		1,174	50	298	421						
-	823	(1.9)	(1.2)	(2.9)	(0.8)		(0.9)	(4.3)	(2.5)	(3.1)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
824	824	679		28	328		43	280	2,105	137		1,198	50	298	421						
-	824	(2.0)	(1.2)	(2.9)	(0.8)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
825	825	717		28	366		43	280	2,105	137		1,198	50	298	421						
-	825	(2.0)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
826	826	717		28	366		43	280	2,105	137		1,198	50	298	421						
-	826	(2.0)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
827	827	717		28	366		43	280	2,105	137		1,198	50	298	421						
-	827	(2.0)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
828	828	717		28	366		43	280	2,105	137		1,198	50	298	421						
-	828	(2.0)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.2)						
829	829	717		28	366		43	280	2,147	137		1,198	50	298	464						
-	829	(2.1)	(1.2)	(2.9)	(0.9)		(0.9)	(4.3)	(2.6)	(5.3)		(2.3)	(0.5)	(4.1)	(4.7)						
830	830	790		28	385		63	314	2,432	56		1,370	89	317	464						
-	830	(2.3)	(1.4)	(2.9)	(1.0)		(1.3)	(4.8)	(3.0)	(4.6)		(2.7)	(1.0)	(4.3)	(4.7)						
831	831	1,419	177	114	587		82	459	5,399	256		2,795	409	488	1,190						
-	831	(4.9)	(25.2)	(11.7)	(1.5)		(1.7)	(7.1)	(6.6)	(21.0)		(10.1)	(5.4)	(4.4)	(12.0)						
832	832	1,491	177	114	587		106	507	5,716	256		2,872	437	544	1,326						
-	832	(5.2)	(25.2)	(11.7)	(1.5)		(2.2)	(7.8)	(7.0)	(21.0)		(10.8)	(5.6)	(4.7)	(13.3)						
833	833	1,515	177	114	587		106	531	6,149	256		3,258	437	591	1,326						
-	833	(5.5)	(25.2)	(11.7)	(1.5)		(2.2)	(8.2)	(7.5)	(21.0)		(10.8)	(6.3)	(4.7)	(13.3)						
834	834	1,515	177	114	587		106	531	6,149	256		3,258	437	591	1,326						
-	834	(5.5)	(25.2)	(11.7)	(1.5)		(2.2)	(8.2)	(7.5)	(21.0)		(10.8)	(6.3)	(4.7)	(13.3)						
835	835	1,735	215	171	711		106	531	7,638	494		3,746	561	733	1,757						
-	835	(6.7)	(30.7)	(17.6)	(1.8)		(2.2)	(8.2)	(9.3)	(40.5)		(13.4)	(6.1)	(10.1)	(17.7)						
836	836	1,829	215	171	787		125	531	7,859	494		3,861	600	733	1,825						
-	836	(7.0)	(30.7)	(17.6)	(2.0)		(2.6)	(8.2)	(9.6)	(40.5)		(13.4)	(6.5)	(10.1)	(18.4)						
837	837	1,829	215	171	787		125	531	7,859	494		3,861	600	733	1,825						
-	837	(7.0)	(30.7)	(17.6)	(2.0)		(2.6)	(8.2)	(9.6)	(40.5)		(13.4)	(6.5)	(10.1)	(18.4)						
838	838	1,829	215	171	787		125	531	7,859	494		3,861	600	733	1,825						
-	838	(7.0)	(30.7)	(17.6)	(2.0)		(2.6)	(8.2)	(9.6)	(40.5)		(13.4)	(6.5)	(10.1)	(18.4)						
839	839	1,829	215	171	787		125	531	7,878	494		3,881	600	733	1,825						
-	839	(7.0)	(30.7)	(17.6)	(2.0)		(2.6)	(8.2)	(9.6)	(40.5)		(13.4)	(6.5)	(10.1)	(18.4)						
840	840	2,800	281	273	1,257	85	206	698	13,332	513		6,932	1,323	1,299	2,855						
-	840	(11.6)	(40.2)	(28.0)	(3.2)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.3)	(42.0)		(15.8)	(13.5)	(14.4)	(28.7)						
841	841	2,800	281	273	1,257	85	206	698	13,428	513		7,009	1,323	1,318	2,855						
-	841	(11.7)	(40.2)	(28.0)	(3.2)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.4)	(42.0)		(15.8)	(13.6)	(14.4)	(28.7)						
842	842	2,819	281	273	1,276	85	206	698	13,484	513		7,009	1,323	1,318	2,912						
-	842	(11.7)	(40.2)	(28.0)	(3.3)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.5)	(42.0)		(15.8)	(13.6)	(14.4)	(29.3)						
843	843	2,839	281	273	1,296	85	206	698	13,503	513		7,028	1,323	1,318	2,912						
-	843	(11.7)	(40.2)	(28.0)	(3.3)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.5)	(42.0)		(15.8)	(13.6)	(14.4)	(29.3)						
844	844	2,839	281	273	1,296	85	206	698	13,665	513		7,084	1,323	1,424	2,912						
-	844	(11.9)	(40.2)	(28.0)	(3.3)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.7)	(42.0)		(15.8)	(13.7)	(14.4)	(29.3)						
845	845	2,875	281	273	1,332	85	206	698	13,840	513		7,137	1,370	1,499	2,912						
-	845	(12.0)	(40.2)	(28.0)	(3.4)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(16.9)	(42.0)		(15.8)	(13.9)	(14.9)	(29.3)						
846	846	2,875	281	273	1,332	85	206	698	13,879	513		7,175	1,370	1,499	2,912						
-	846	(12.0)	(40.2)	(28.0)	(3.4)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(17.0)	(42.0)		(15.8)	(13.9)	(14.9)	(29.3)						
847	847	2,894	281	273	1,351	85	206	698	13,901	513		7,175	1,393	1,499	2,912						
-	847	(12.1)	(40.2)	(28.0)	(3.5)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(17.0)	(42.0)		(15.8)	(13.9)	(15.1)	(29.3)						
848	848	2,894	281	273	1,351	85	206	698	13,943	513		7,218	1,393	1,499	2,912						
-	848	(12.1)	(40.2)	(28.0)	(3.5)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(17.1)	(42.0)		(15.8)	(14.0)	(15.1)	(29.3)						
849	849	2,914	281	273	1,371	85	206	698	13,943	513		7,218	1,393	1,499	2,912						
-	849	(12.1)	(40.2)	(28.0)	(3.5)	(1.6)	(4.2)	(10.7)	(17.1)	(42.0)		(15.8)	(14.0)	(15.1)	(29.3)						
850	850	3,622	340	357	1,702	85	287	850	21,266	698		10,915	2,060	2,192	4,232						
-	850	(17.9)	(48.6)	(36.7)	(4.4)	(1.6)	(5.9)	(13.1)	(26.0)	(57.2)		(45.1)	(21.2)	(22.4)	(42.6)						
851	851	3,632	340	357	1,708	87	289	850	21,480	698		11,040	2,096	2,205	4,272						
-	851	(18.0)	(48.6)	(36.7)	(4.4)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(26.3)	(57.2)		(45.1)	(21.4)	(22.8)	(43.0)						
852	852	3,699	340	357	1,775	87	289	850	21,771	698		11,212	2,167	2,253	4,272						
-	852	(18.3)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(26.6)	(57.2)		(45.1)	(21.8)	(23.5)	(43.0)						
853	853	3,699	340	357	1,775	87	289	850	21,771	698		11,212	2,167	2,253	4,272						
-	853	(18.3)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(26.6)	(57.2)		(45.1)	(21.8)	(23.5)	(43.0)						
854	854	3,699	340	357	1,775	87	289	850	21,804	698		11,244	2,167	2,253	4,272						
-	854	(18.3)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(26.7)	(57.2)		(45.1)	(21.8)	(23.5)	(43.0)						
855	855	3,699	340	357	1,775	87	289	850	22,160	698		11,438	2,195	2,368	4,291						
-	855	(18.6)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(27.1)	(57.2)		(45.1)	(22.2)	(23.9)	(43.2)						
856	856	3,699	340	357	1,775	87	289	850	22,349	698		11,546	2,195	2,397	4,344						
-	856	(18.7)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(27.3)	(57.2)		(45.1)	(22.4)	(23.9)	(43.7)						
857	857	3,699	340	357	1,775	87	289	850	22,441	698		11,546	2,195	2,397	4,435						
-	857	(18.8)	(48.6)	(36.7)	(4.6)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(27.4)	(57.2)		(45.1)	(22.4)	(23.9)	(44.6)						
858	858	3,742	340	357	1,818	87	289	850	22,577	698		11,683	2,195	2,397	4,435						
-	858	(18.9)	(48.6)	(36.7)	(4.7)	(1.6)	(6.0)	(13.1)	(27.6)	(57.2)		(45.1)	(22.7)	(23.9)	(44.6)						

879	879	32,291 (23.2)	5,051 (8.8)	402 (57.4)	357 (36.7)	2,514 (6.5)	227 (4.1)	508 (10.5)	1,043 (16.0)	27,240 (33.3)	799 (65.5)	1,298 (50.1)	14,200 (27.8)	2,996 (32.6)	2,938 (40.3)	5,009 (50.4)
880	880	34,573 (24.8)	5,504 (9.6)	614 (87.8)	357 (36.7)	2,654 (6.8)	255 (4.7)	508 (10.5)	1,114 (17.1)	29,069 (35.5)	926 (75.9)	1,380 (53.3)	15,285 (29.7)	3,100 (33.7)	3,153 (43.2)	5,225 (52.5)
881	881	34,869 (25.0)	5,536 (9.6)	614 (87.8)	357 (36.7)	2,654 (6.8)	255 (4.7)	541 (11.1)	1,114 (17.1)	29,333 (35.9)	926 (75.9)	1,404 (54.2)	15,449 (30.0)	3,152 (34.2)	3,153 (43.2)	5,249 (52.8)
882	889	35,981 (25.8)	5,851 (10.2)	614 (87.8)	357 (36.7)	2,970 (7.6)	255 (4.7)	541 (11.1)	1,114 (17.1)	30,130 (36.8)	926 (75.9)	1,404 (54.2)	15,828 (30.7)	3,288 (35.7)	3,262 (44.7)	5,420 (54.5)
890	899	37,287 (26.8)	6,105 (10.6)	614 (87.8)	410 (42.1)	3,084 (7.9)	298 (5.4)	541 (11.1)	1,158 (17.8)	31,182 (38.1)	926 (75.9)	1,457 (56.2)	16,559 (32.1)	3,381 (36.7)	3,362 (46.1)	5,497 (55.3)
900	909	45,924 (33.0)	8,064 (14.0)	657 (93.9)	686 (70.4)	4,221 (10.8)	381 (6.9)	679 (14.0)	1,441 (22.2)	37,859 (46.3)	1,031 (84.5)	1,924 (74.2)	20,689 (40.2)	4,223 (45.9)	3,881 (53.2)	6,110 (61.4)
910	919	47,961 (34.4)	8,379 (14.6)	657 (93.9)	686 (70.4)	4,460 (11.5)	381 (6.9)	722 (14.9)	1,473 (22.6)	39,583 (48.4)	1,031 (84.5)	1,924 (74.2)	21,657 (42.0)	4,378 (47.6)	4,174 (57.2)	6,418 (64.5)
920	929	49,873 (35.8)	8,959 (15.6)	657 (93.9)	725 (74.4)	4,935 (12.7)	409 (7.4)	741 (15.3)	1,492 (22.9)	40,914 (50.0)	1,031 (84.5)	1,944 (75.0)	22,628 (43.9)	4,421 (48.0)	4,293 (58.9)	6,597 (66.3)
930	939	52,697 (37.8)	10,079 (17.5)	657 (93.9)	725 (74.4)	5,795 (14.9)	409 (7.4)	887 (18.3)	1,607 (24.7)	42,617 (52.1)	1,050 (86.1)	2,061 (79.5)	23,771 (46.1)	4,612 (50.1)	4,389 (60.2)	6,734 (67.7)
940	949	54,248 (39.0)	10,511 (18.3)	657 (93.9)	763 (78.4)	5,920 (15.2)	409 (7.4)	1,023 (21.1)	1,739 (26.7)	43,737 (53.5)	1,050 (86.1)	2,061 (79.5)	24,583 (47.7)	4,781 (52.0)	4,470 (61.3)	6,791 (68.3)
950	959	57,658 (41.4)	11,008 (19.2)	657 (93.9)	802 (82.3)	6,159 (15.8)	456 (8.3)	1,023 (21.1)	1,910 (29.4)	46,651 (57.0)	1,220 (100.0)	2,318 (89.4)	26,438 (51.3)	4,984 (54.2)	4,602 (63.1)	7,089 (71.3)
960	969	59,963 (43.1)	11,588 (20.2)	700 (100.0)	821 (84.3)	6,568 (16.9)	456 (8.3)	1,076 (22.1)	1,969 (30.3)	48,374 (59.2)		2,451 (94.6)	27,720 (53.8)	5,082 (55.2)	4,704 (64.5)	7,197 (72.4)
970	979	61,119 (43.9)	12,002 (20.9)		864 (88.7)	6,864 (17.6)	480 (8.7)	1,076 (22.1)	2,020 (31.1)	49,116 (60.1)		2,470 (95.3)	28,322 (55.0)	5,139 (55.8)	4,745 (65.1)	7,221 (72.6)
980	989	62,410 (44.8)	12,413 (21.6)		864 (88.7)	7,079 (18.2)	504 (9.2)	1,128 (23.2)	2,138 (32.9)	49,997 (61.1)		2,523 (97.3)	28,964 (56.2)	5,239 (56.9)	4,788 (65.7)	7,264 (73.0)
990	999	63,318 (45.5)	12,529 (21.8)		864 (88.7)	7,161 (18.4)	504 (9.2)	1,163 (23.9)	2,138 (32.9)	50,789 (62.1)		2,523 (97.3)	29,559 (57.4)	5,413 (58.8)	4,811 (66.0)	7,264 (73.0)
1,000	1,099	80,154 (57.6)	19,367 (33.7)		955 (98.0)	11,938 (30.6)	846 (15.4)	1,760 (36.2)	3,169 (48.7)	60,787 (74.3)		2,592 (100.0)	36,820 (71.5)	6,275 (68.2)	5,471 (75.0)	8,409 (84.6)
1,100	1,199	90,003 (64.6)	24,476 (42.6)		955 (98.0)	15,693 (40.3)	1,350 (24.6)	2,214 (45.6)	3,565 (54.8)	65,526 (80.1)			40,509 (78.6)	6,812 (74.0)	5,770 (79.1)	8,624 (86.7)
1,200	1,299	98,687 (70.9)	29,653 (51.6)		955 (98.0)	19,589 (50.3)	1,663 (30.3)	2,654 (54.6)	4,093 (62.9)	69,034 (84.4)			43,133 (83.7)	7,260 (78.9)	6,027 (82.7)	8,802 (88.5)
1,300	1,399	106,966 (76.8)	34,945 (60.8)		974 (100.0)	23,482 (60.3)	2,071 (37.7)	3,210 (66.1)	4,508 (69.3)	72,021 (88.1)			45,210 (87.7)	7,613 (82.7)	6,260 (85.9)	9,126 (91.8)
1,400	1,499	112,678 (80.9)	38,460 (66.9)			26,265 (67.4)	2,473 (45.0)	3,298 (67.9)	4,751 (73.0)	74,218 (90.8)			46,790 (90.8)	7,956 (86.5)	6,466 (88.7)	9,194 (92.5)
1,500		139,257 (100.0)	57,480 (100.0)			38,953 (100.0)	5,490 (100.0)	4,859 (100.0)	6,504 (100.0)	81,777 (100.0)			51,527 (100.0)	9,203 (100.0)	7,291 (100.0)	9,944 (100.0)
月平均賃金額		15,921	21,518	4,161	6,762	22,327	26,758	21,172	16,584	11,986	3,669	6,149	13,030	13,736	11,750	7,675
時間当平均賃金額		1,206	1,424	864	895	1,407	1,685	1,396	1,471	1,052	867	886	1,063	1,126	1,054	991
月一人当たり労働時間数		13	15	5	7	16	16	15	12	11	4	7	12	12	11	8
第1・20分位数		832	845	831	831	859	891	850	831	831	824	831	835	840	831	831
第1・10分位数		840	885	831	831	900	1,000	875	840	840	831	840	840	840	835	831
第1・4分位数		881	1,006	831	840	1,052	1,213	1,000	940	850	835	850	860	860	850	840
中位		1,010	1,278	860	900	1,293	1,602	1,250	928	875	850	875	938	900	875	875
四分位偏差係数		0.2395	0.2513	0.0288	0.0584	0.2214	0.2458	0.2337	0.2941	0.1374	0.0270	0.0457	0.1480	0.1871	0.1388	0.0916
	【上段】	累積労働者数			【下段】	累積構成比										

ハローワーク和歌山(和歌山市、岩出市、紀の川市)

職業別求人賃金(常用的パート)

令和3年

(単位：円)

	令和3年(2021年)1月		令和3年(2021年)2月		令和3年(2021年)3月		令和3年(2021年)4月		令和3年(2021年)5月	
	求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金	
	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均
職業計	1,089	984	1,229	1,043	1,118	1,006	1,175	1,029	1,177	1,010
管理的職業	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500	1,150
専門的・技術的職業	1,470	1,319	1,765	1,360	1,522	1,319	1,663	1,353	1,688	1,291
開発技術者	-	-	-	-	1,000	1,000	1,200	850	1,100	925
製造技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築・土木技術者等	-	-	1,500	1,000	-	-	-	-	1,000	1,000
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医師、薬剤師等	2,383	2,150	2,250	2,083	3,980	3,440	2,300	1,980	2,343	2,157
保健師、助産師等	1,630	1,482	1,697	1,533	1,591	1,420	1,576	1,443	1,796	1,544
医療技術者	1,637	1,424	1,625	1,350	1,651	1,501	1,697	1,446	1,544	1,328
その他の保健医療	1,345	1,088	1,530	1,328	1,347	1,156	1,287	1,096	1,260	1,140
社会福祉の専門的職業	1,173	1,094	1,411	1,177	1,146	1,052	1,196	1,077	1,128	1,002
美術家、デザイナー等	1,300	1,000	1,300	900	1,500	1,075	-	-	-	-
その他の専門的職業	1,233	1,070	1,911	1,337	1,603	1,201	2,035	1,436	1,893	1,228
事務的職業	995	905	1,033	946	1,010	922	1,023	920	1,012	914
一般事務員	982	901	1,022	945	996	913	1,017	920	1,008	916
会計事務員	1,533	1,037	1,264	1,064	1,400	1,167	1,800	1,010	1,154	947
生産関連事務員	876	867	995	877	958	878	968	900	836	836
営業・販売関連事務員	933	867	983	900	1,038	900	944	910	950	870
外勤事務員	1,373	1,215	-	-	1,373	1,215	-	-	1,000	900
運輸・郵便事務	-	-	-	-	1,000	1,000	-	-	-	-
事務用機器操作の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販売の職業	939	885	952	887	979	913	929	879	952	896
商品販売の職業	950	890	937	877	971	901	930	880	937	878
販売類似の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業の職業	842	842	1,040	946	1,050	1,030	900	840	1,055	1,022
サービスの職業	1,044	932	1,080	936	1,051	935	1,036	929	1,043	940
家庭生活支援サービス	1,050	1,050	983	847	1,050	845	-	-	875	845
介護サービスの職業	1,136	964	1,148	975	1,179	1,014	1,107	969	1,161	1,017
保健医療サービス	1,033	911	1,009	927	988	925	986	907	978	903
生活衛生サービス	1,173	914	1,228	1,228	1,233	957	1,262	919	1,033	917
飲食物調理の職業	954	908	1,071	909	943	877	936	882	1,019	916
接客・給仕の職業	956	878	1,020	885	1,035	891	956	887	937	869
居住施設・ビルの管理	819	813	-	-	866	853	945	941	1,126	1,074
その他のサービス	1,003	957	950	896	1,006	933	1,008	908	909	877
保安の職業	987	870	995	908	1,031	915	1,038	913	1,085	903
農林漁業の職業	885	841	876	831	1,047	912	944	896	967	879
生産工程の職業	1,007	891	909	875	984	934	966	901	916	895
生産設備(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備(金属除く)	-	-	-	-	-	-	900	900	-	-
生産設備(機械)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属材料製造等	1,000	850	950	860	-	-	975	855	1,000	1,000
製品製造・加工処理	973	856	902	873	1,016	979	952	918	896	874
機械組立の職業	920	845	840	840	870	850	913	850	855	855
機械整備・修理の職業	1,300	1,300	-	-	1,000	900	-	-	-	-
製品検査(金属)	-	-	900	850	-	-	-	-	-	-
製品検査(金属除く)	-	-	1,000	900	1,050	950	-	-	950	850
機械検査の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	1,060	1,060
生産関連・生産類似	1,117	950	916	916	938	845	1,166	916	-	-
輸送・機械運転の職業	1,031	982	1,063	998	1,103	1,026	1,115	995	1,009	975
鉄道運転の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転の職業	1,020	969	1,063	998	1,103	1,026	1,115	995	1,009	975
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
定置・建設機械運転	1,200	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・探掘の職業	1,608	1,108	1,000	1,000	1,167	1,017	1,317	1,092	1,000	1,000
建設躯体工事の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設の職業	900	850	-	-	-	-	900	850	1,000	1,000
電気工事の職業	-	-	-	-	1,000	950	-	-	-	-
土木の職業	1,844	1,194	1,000	1,000	1,500	1,150	1,733	1,333	1,000	1,000
探掘の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬・清掃等の職業	943	888	968	896	946	903	917	872	951	884
運搬の職業	970	898	1,051	893	1,045	931	918	864	991	876
清掃の職業	950	889	959	913	911	885	925	877	950	882
包装の職業	831	831	900	850	-	-	831	831	900	883
その他の運搬等の職業	912	883	865	859	946	924	909	873	918	893

- (注)
1. 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。
2. 「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。
(ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成)

ハローワーク和歌山(和歌山市、岩出市、紀の川市)
職業別求人賃金(常用的パート)

令和2年
(単位:円)

	令和2年(2020年)1月		令和2年(2020年)2月		令和2年(2020年)3月		令和2年(2020年)4月		令和2年(2020年)5月	
	求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金	
	上限平均	下限平均								
職業計	1,144	1,002	1,150	1,022	1,143	1,008	1,106	1,000	1,209	1,018
管理的職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専門的・技術的職業	1,666	1,318	1,592	1,335	1,562	1,266	1,549	1,364	1,699	1,262
開発技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造技術者	1,098	1,000	1,200	1,000	1,000	900	1,100	1,100	1,100	1,100
建築・土木技術者等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の技術者	3,500	1,500	-	-	1,000	1,000	-	-	-	-
医師、薬剤師等	4,400	3,680	2,112	1,977	2,500	2,150	2,142	1,922	2,193	1,977
保健師、助産師等	1,573	1,460	1,556	1,400	1,721	1,511	1,593	1,417	1,583	1,476
医療技術者	1,707	1,414	1,599	1,478	1,696	1,496	2,736	2,143	1,543	1,274
その他の保健医療	1,199	1,060	1,666	1,416	1,242	1,071	1,203	1,063	1,000	950
社会福祉の専門的職業	1,189	1,084	1,147	1,094	1,168	1,072	1,170	1,065	1,103	1,074
美術家、デザイナー等	-	-	1,075	925	-	-	-	-	840	840
その他の専門的職業	1,757	1,184	1,768	1,307	1,791	1,190	1,504	1,388	1,890	1,197
事務的職業	988	901	1,004	929	1,001	926	1,038	941	1,003	928
一般事務員	990	905	994	926	1,015	936	1,037	948	1,007	934
会計事務員	1,032	909	1,154	969	1,250	983	1,125	870	-	-
生産関連事務員	960	850	917	907	845	845	-	-	-	-
営業・販売関連事務員	900	830	1,300	1,000	900	843	963	913	875	850
外勤事務員	-	-	1,373	1,215	-	-	-	-	-	-
運輸・郵便事務	840	840	1,000	870	-	-	-	-	1,000	877
事務用機器操作の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
販売の職業	929	875	1,015	890	997	881	950	906	985	877
商品販売の職業	931	873	1,015	891	1,001	883	950	905	989	878
販売類似的職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業の職業	899	899	1,000	850	833	833	965	965	920	870
サービスの職業	1,031	926	1,003	917	1,043	948	1,053	940	1,019	918
家庭生活支援サービス	1,055	1,055	1,500	1,300	-	-	1,055	1,055	-	-
介護サービスの職業	1,116	970	1,036	931	1,120	985	1,146	969	1,066	937
保健医療サービス	1,011	915	999	896	926	906	990	926	988	941
生活衛生サービス	1,034	879	1,129	1,033	1,358	1,133	1,240	928	2,500	900
飲食物調理の職業	932	871	917	873	960	903	952	916	933	887
接客・給仕の職業	1,025	891	1,105	968	1,030	915	1,028	892	943	872
居住施設・ビルの管理	915	865	907	877	925	925	965	941	943	927
その他のサービス	1,003	947	1,119	970	934	922	949	925	1,060	860
保安の職業	1,005	897	1,012	865	968	853	957	883	871	848
農林漁業の職業	1,028	880	996	858	1,167	917	1,060	915	1,008	958
生産工程の職業	965	909	932	875	932	915	1,031	922	897	868
生産設備(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備(金属除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備(機械)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属材料製造等	950	860	944	858	950	925	1,150	970	850	850
製品製造・加工処理	917	879	941	892	856	847	915	873	909	874
機械組立の職業	915	840	-	-	-	-	1,000	850	870	850
機械整備・修理の職業	1,600	1,600	900	830	-	-	1,500	1,200	-	-
製品検査(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製品検査(金属除く)	830	830	-	-	900	830	900	900	-	-
機械検査の職業	-	-	830	830	1,460	1,460	860	830	-	-
生産関連・生産類似	1,250	1,000	-	-	-	-	1,250	1,000	850	850
輸送・機械運転の職業	1,028	946	1,051	973	911	911	1,036	990	1,105	979
鉄道運転の職業	1,220	1,220	-	-	-	-	1,220	1,220	-	-
自動車運転の職業	1,001	892	1,043	962	911	911	986	927	1,105	979
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送の職業	900	900	1,200	1,200	-	-	-	-	-	-
定置・建設機械運転	1,200	1,200	-	-	-	-	1,200	1,200	-	-
建設・探掘の職業	1,100	1,075	-	-	-	-	1,496	1,254	1,133	1,017
建設躯体工事の職業	1,300	1,300	-	-	-	-	-	-	-	-
建設の職業	900	850	-	-	-	-	1,317	1,092	900	900
電気工事の職業	-	-	-	-	-	-	1,750	1,500	-	-
土木の職業	-	-	-	-	-	-	1,600	1,333	1,250	1,075
探掘の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬・清掃等の職業	937	895	952	893	953	896	920	875	935	879
運搬の職業	954	895	995	891	1,077	970	954	879	967	861
清掃の職業	984	938	907	875	908	875	920	871	949	914
包装の職業	887	830	961	936	850	850	830	830	966	846
その他の運搬等の職業	893	861	972	916	969	893	919	889	863	860

(注)
1. 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。
2. 「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。
(ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成)

ハローワーク和歌山(和歌山市、岩出市、紀の川市)

職業別求人賃金(常用的パート)

平成31(令和元年)

(単位:円)

	平成31年(2019年)1月		平成31年(2019年)2月		平成31年(2019年)3月		平成31年(2019年)4月		令和元年(2019年)5月	
	求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金		求人賃金	
	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均
職業計	1,093	961	1,144	1,009	1,097	974	1,108	973	1,120	978
管理的職業	-	-	-	-	-	-	-	-	900	900
専門的・技術的職業	1,675	1,304	1,650	1,322	1,592	1,261	1,649	1,285	1,644	1,281
開発技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造技術者	-	-	1,839	1,492	-	-	850	835	-	-
建築・土木技術者等	2,000	1,300	1,083	1,083	-	-	-	-	-	-
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	-	-	2,581	2,581	-	-
その他の技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医師、薬剤師等	4,440	3,700	2,225	2,100	2,467	2,400	2,500	2,133	2,225	2,050
保健師、助産師等	1,624	1,474	1,662	1,428	1,558	1,436	1,625	1,518	1,658	1,420
医療技術者	1,508	1,288	1,764	1,489	1,633	1,392	1,482	1,286	1,793	1,480
その他の保健医療	1,237	1,153	1,165	990	945	933	1,000	950	920	870
社会福祉の専門的職業	1,136	1,045	1,207	1,133	1,122	1,033	1,230	1,039	1,075	1,033
美術家、デザイナー等	-	-	-	-	1,100	925	-	-	-	-
その他の専門的職業	1,734	1,156	1,765	1,281	1,836	1,216	1,864	1,245	1,878	1,207
事務的職業	937	869	998	924	977	910	958	891	973	896
一般事務員	932	875	996	925	1,000	921	960	890	953	887
会計事務員	1,050	860	1,021	981	1,100	975	991	916	1,216	1,036
生産関連事務員	825	811	-	-	850	850	830	830	880	841
営業・販売関連事務員	1,078	835	995	887	841	817	970	970	881	835
外勤事務員	-	-	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000	1,000
運輸・郵便事務	-	-	970	880	901	884	810	810	967	840
事務用機器操作の職業	-	-	1,065	865	1,000	1,000	-	-	-	-
販売の職業	906	862	943	869	998	925	935	888	1,000	889
商品販売の職業	905	860	937	868	990	927	937	890	1,003	891
販売類似の職業	820	820	-	-	820	820	-	-	-	-
営業の職業	1,000	1,000	1,067	890	1,313	937	803	803	950	850
サービスの職業	1,003	894	1,015	927	1,003	901	1,007	906	1,015	914
家庭生活支援サービス	850	850	830	820	1,500	900	1,055	1,055	850	830
介護サービスの職業	1,106	938	1,109	971	1,053	939	1,119	955	1,118	956
保健医療サービス	959	882	960	897	1,000	872	926	862	947	887
生活衛生サービス	1,265	931	1,028	961	1,145	946	1,052	889	1,006	916
飲食物調理の職業	903	854	909	866	906	856	891	842	938	884
接客・給仕の職業	958	857	1,106	985	976	882	981	874	953	881
居住施設・ビルの管理	850	835	875	845	850	850	810	810	848	838
その他のサービス	982	939	920	898	1,009	922	882	832	999	913
保安の職業	1,126	915	990	990	1,098	987	1,037	911	901	883
農林漁業の職業	894	825	830	815	860	828	880	806	878	828
生産工程の職業	949	877	912	866	917	882	938	873	895	854
生産設備(金属)	1,161	1,161	-	-	850	850	-	-	-	-
生産設備(金属除く)	-	-	1,000	830	-	-	900	850	1,000	830
生産設備(機械)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属材料製造等	930	890	967	967	995	970	1,433	1,083	850	850
製品製造・加工処理	913	844	897	848	879	854	871	845	892	857
機械組立の職業	1,625	1,250	855	807	852	852	905	807	-	-
機械整備・修理の職業	-	-	1,025	977	1,125	950	950	925	900	803
製品検査(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製品検査(金属除く)	910	877	850	850	850	830	850	850	-	-
機械検査の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産関連・生産類似	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送・機械運転の職業	1,022	959	1,097	1,013	966	940	988	962	1,008	944
鉄道運転の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転の職業	1,012	930	1,097	1,013	973	945	979	949	1,012	944
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送の職業	1,000	1,000	-	-	870	870	900	900	-	-
定置・建設機械運転	1,100	1,025	-	-	-	-	1,200	1,200	950	950
建設・探掘の職業	900	850	1,250	1,017	-	-	1,363	1,000	840	840
建設躯体工事の職業	-	-	1,200	900	-	-	-	-	-	-
建設の職業	900	850	1,050	850	-	-	900	850	-	-
電気工事の職業	-	-	-	-	-	-	1,500	900	840	840
土木の職業	-	-	1,500	1,300	-	-	1,688	1,250	-	-
探掘の職業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運搬・清掃等の職業	905	871	923	869	916	882	910	865	947	881
運搬の職業	958	903	981	888	955	911	933	861	995	876
清掃の職業	873	846	893	846	914	877	921	869	895	852
包装の職業	884	859	930	848	810	810	872	822	930	855
その他の運搬等の職業	902	876	896	877	899	876	885	874	944	907

(注)
 1. 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。
 2. 「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。
 (ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成)

職種別、学歴別初任給

（単位：円）

職種		学歴	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	206,075	201,761	206,511	205,790	206,654
		短大卒	179,975	183,048	188,344	189,978	188,744
		高校卒	159,735	159,389	165,688	168,117	171,106
	新卒事務員	大学卒	193,982	197,173	201,328	199,892	193,667
		短大卒	159,400	175,418	175,456	186,130	171,215
		高校卒	154,332	156,185	165,364	167,544	163,572
	新卒技術者	大学卒	217,169	208,165	215,992	214,251	220,863
		短大卒	183,673	186,119	189,770	191,278	192,132
		高校卒	163,139	161,796	165,794	168,242	172,734
その他	新卒研究員	大学卒	236,624	237,720	240,205	240,246	244,284

（注） 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

（和歌山県が公表する職種別民間給与実態調査のデータをもとに和歌山労働局賃金室で作成）

特定最低賃金の決定の必要性についての形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)		備考
	団体名					
百貨店、総合スーパー 各種食料品小売業	令和2年7月27日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受け る基幹的労働者 12,047名	/ % 28.0%	適 正	申出者数が基幹的労働者数の概ね1/3を満たすこと及び昨年度の経緯を鑑み、必要性の有無を審議すべきと判断される。
	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景		申出を行う者が代表する基幹的労働者 4団体 2,204名 43事業所 1,172名			